

令和2年3月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 令和2年3月4日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 倉田利奈議員 (1) 防災について
(2) 公共施設について
2. 黒川美克議員 (1) 公共施設あり方計画について
3. 岡田公作議員 (1) 地域の産業振興について（商工会との連携）
4. 鈴木勝彦議員 (1) 公共施設等のあり方について
5. 杉浦康憲議員 (1) 福祉行政について
6. 柴田耕一議員 (1) 危機管理体制について

出席議員

1番	荒川義孝	2番	神谷直子
3番	杉浦康憲	4番	神谷利盛
5番	岡田公作	6番	柴田耕一
7番	長谷川広昌	8番	黒川美克
9番	柳沢英希	10番	杉浦辰夫
11番	北川広人	12番	鈴木勝彦
13番	今原ゆかり	14番	小嶋克文
15番	内藤とし子	16番	倉田利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	神谷坂敏
教	育長	都築公人
企	画部長	深谷直弘

総合政策グループリーダー	榑原雅彦
秘書人事グループリーダー	杉浦崇臣
総務部長	内田徹
行政グループリーダー	中川幸紀
行政グループ主幹	久世直子
財務グループリーダー	竹内正夫
財務グループ主幹	清水健
市民部長	中村孝徳
市民窓口グループリーダー	内藤克己
経済環境グループリーダー	板倉宏幸
経済環境グループ主幹	都筑達明
税務グループリーダー	亀井勝彦
福祉部長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	加藤直
地域福祉グループ主幹	唐島啓一
介護障がいグループリーダー	野口恒夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
健康推進グループリーダー	磯村和志
こども未来部長	木村忠好
こども育成グループリーダー	磯村順司
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	杉浦義人
土木グループリーダー	杉浦睦彦
都市計画グループリーダー	田中秀彦
都市計画グループ主幹	島口靖
防災防犯グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	清水洋己
会計管理者	三井まゆみ
学校経営グループリーダー	岡島正明
学校経営グループ主幹	鈴木剛
監査委員事務局長	山本時雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	大岡英城
--------	------

主 査 加 藤 定
主 査 神 谷 直 子

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の運営に御協力賜りますよう、よろしく願いをいたします。

そして、発言をしない場合のマスクの着用を許可いたしますので、ただ発言をされるときには音声の録音の関係もでございますので、マスクをお取りいただくことが望ましいと思います。よろしく願いをいたします。

午前10時00分開議

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（北川広人） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

16番、倉田利奈議員。一つ、防災について。一つ、公共施設について。以上、2問についての質問を許します。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 早速、防災について質問していきます。

平成27年3月作成の高浜市防災マップ保存版についてお尋ねします。

こちらの4ページに、高浜市の指定避難場所が地図で示されております。これを見ると、勤労青少年ホームと中央公民館が指定避難場所として載っております。最近の防災マップ保存版には現在のマップが挟んであるようですが、変更になったことは市民にどのように周知してきましたでしょうか。

また、ホームページでは改訂版も載っておりますが、検索すると最初に掲載されているものが

古い高浜市防災マップ保存版になっております。こちらは早急に変更すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 最初の御質問の、避難所運営の最新版の関係でございます。

御質問の中でホームページという御発言ございましたが、それ以外に年1回、8月1日号の広報になります。広報誌の中で全ての避難所の一覧表のほうを掲載しております。

続きましての御質問で、ホームページの今の掲載方法でございます。

ホームページの掲載に当たりましては、全ページ通しのページを今現在一番上に掲載をしております。マップの作成時期を掲載するとともに、避難所等に関しては「避難所等の変更がありますのでこちらのファイルも併せて御覧ください」というような表記をした上で、その下に掲載をしておる状況でございます。

これまでも、市民の皆様からは掲載順序に関する御意見はございませんでした。しかしながら、見られる方によって感じ方は異なると思いますので、例えば日頃から地域防災に取り組んでいらっしゃるまちづくり協議会のグループ会議などで、地域の皆様の御意見も伺ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

倉田議員に申し上げますけれども、手を挙げるだけではなくて発言の許可を求めてください。そのように書いてありますので、よろしくお願いいたします。

○16番（倉田利奈） 議長と言ったんですけれども、それでは足りないですか。

○議長（北川広人） いや、聞こえるようにお願いします。済みません。

○16番（倉田利奈） はい。よろしかったですか、発言。

○議長（北川広人） どうぞ。

○16番（倉田利奈） 高浜市の人口は、3月1日現在で4万9,167名でございますが、雨風がしのげる指定避難所に入ることができる市民は3,176名です。市民の約6.5%しか避難できません。刈谷市では長期指定避難所に避難できる市民は約8.8%ですが、別に短期避難所も設けております。碧南市では約15%の市民が避難所に避難することができます。地震・津波・高潮だけでなく、昨年の台風15号、19号のように、大型の台風のために多くの市民が避難するということが起きてくることが考えられます。特に台風19号では、避難者があまりにも多かったため、東京都では避難所に避難できなかった人が多くいたと報道もありました。高浜市は避難所が少ないように思いますが、どうお考えでしょうか、お答えください。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 収容人数の不足に関しましては、全国的な課題であります。本市

だけの問題でもないとの認識はさせていただいておりますが、現状の施設につきましては限りがございます。そのため、今後は商工会とも連携を図りながら、また民間施設の活用も視野に入れる中で、指定避難所の関係につきましては確保につなげていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 前向きな取組みをされるというお返事、ありがとうございます。

では、福祉避難所のほうはどうでしょうか。十分用意できているのでしょうか、教えてください。お願いいたします。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 済みません、お答えいたします。

令和2年、今年2月末現在の数値となりますが、指定避難所の数は市内13か所となっております。内訳としましては、高齢施設が7施設、障がい者施設が2施設、保育園が4施設の状況でございます。今後も例えば民間の保育園等と新たな災害協定を結ぶなど、そういった開拓に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ぜひとも避難所を増やしていただきたいと思っておりますので、しっかり増やしていけるようお願いいたします。

今年1月15日に行われました、春日町主催の大山会館説明会において、こども未来部長が「避難は基本自宅で行うものですから」と発言されております。どういう意味でおっしゃったのか、分かるように教えてください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 自宅等の倒壊等で避難のほうが必要であった場合は、避難所のほうへお越しいただくということになりますが、そうでない場合には自宅のほうで避難をしてくださいという意味です。自宅のほうで倒壊等の損害がなくても避難所のほうへ、ということではないという趣旨で申し上げました。

以上です。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ちょっと今のお答え、分かりづらかったんですけども、倒壊等があった場合は避難所に来ていい、倒壊等がない場合、例えば崩れるおそれがある、浸水のおそれがある前にも避難していいんですね。どうですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 私が申し上げたのは、滞在型の避難所として活用する場合

という旨でお話し申し上げました。最初の一時的な避難ということではなくて、滞在して避難をするときに当たっては、家のほうで避難ができるという場合は家のほうでお願いいたしますという趣旨で申し上げました。

以上です。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 一時的な避難でも、例えば高齢者の方とか、やはり家でひとりしていると不安、それから余震が怖い、そういう場合でも避難をされると思うんですけども、そういうことはいないのでしょうか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 何度も申し上げますが、例えば発災直後で避難をして、その後にまた自宅のほうへ戻られまして、自宅のほうで避難ができるという場合であれば自宅のほうで避難してください。そうでない場合は、例えば学校の体育館とかそういったところとか滞在型の避難所になりますので、そちらのほうにお願いいたしますというお話です。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 指定避難所の指定と解除、それはどのように行われているのでしょうか、教えて下さい。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 避難所の指定につきましては、一般避難所、長期的な生活ができる避難所として申し上げます。

災害対策本部長の指示に基づきまして避難所を開設する形になります。避難所の開設に当たりましては、建物に異常がないかというところを、応急危険度判定士等によりまして判定した上で開設をするという流れになります。また、大分落ち着いてまいりますと、例えば避難所を縮小したりですとか、最終的には皆様方が御自宅に戻られるタイミングになりましたら、最終的には避難所を開設するという流れになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ごめんなさい、ちょっと私の質問が悪かったかもしれないんですけども、そういう意味の避難所の指定と解除ということではなくて、例えばいきいき広場が指定避難所として指定します、今後は、とかいう感じで、どこを避難場所として今後指定していくのか、もしくはここはもう公共施設ではないので解除をするとか、そういうことについてどのように行われているかお聞きしたいので、お答えいただけますか。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 現状、避難所につきましては地域防災計画にも掲載しておりますが、

市のほうが指定避難所、一般避難所、福祉避難所という形で指定をしております。基本はその避難所が避難所として開設する流れになろうかと思えます。

しかしながら、先ほど御質問にもございましたが、十分ではない状況でもございますので、民間等の御協力もいただく中で、今後そういった拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 例えば防災会議とかで、そういう指定避難所とか防災計画の修正とか改善とか、そういう会議とかで行ったりとか、そういうことはされていないのでしょうか。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 防災会議の中では、国の中央会議、県の防災計画、そういったものの修正事項、併せまして高浜市独自の修正事項がありますので、そういった地域防災計画の修正が主な内容となっております。

しかしながら、そういった避難所関係につきましても、意見交換という場もありますので、そういったことは可能かというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 例えば、今回中央公民館とか青少年ホームが指定避難所ではなくなったわけなんですけれども、そういう場合というのは県への届出とかそういうことってどういう形になりますでしょうか。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 新たに避難所を設置する場合ですとか廃止する場合につきましては、愛知県への届出が必要になります。ただ、届出のみで終了することで、それに対する県からの報告はないという状況でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 大山会館は指定避難所になっておりましたが、高浜市が作成し、春日町町内会員に配付しました大山会館閉館の背景・経緯によりますと、市の指定避難場所や投票所の機能については、春日町町内会が建物を活用する場合には存置しますと書かれておりました。大山会館は、残念ながら12月議会において、多くの議員の賛成により廃止条例が可決されました。その際、春日町との協議が整ったということも未来部長の発言がありました。避難所として今後大山会館はどうなるのか確認したいので、お答えください。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 大山会館につきましては、その建物が存置、残る限りは避難所として引き続き使用していく予定をしております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、4月以降も大山会館は指定避難所としての設置は引き続き行い、市が責任を持って避難所として管理をしていただけるということでもよろしかったでしょうか。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 大山会館につきましては、建物が残っている限りは避難所として引き続き利用していく予定をしております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 既に3月に入っております。春日町をはじめ、芳川町や青木町の市民から、大山会館が避難所として機能できなくなるのではないかという不安の声が届いております。今後も避難所として大山会館が使えますよということは、市民に既にもう周知されていなくてはいけないと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 私どもといたしましては、大山会館の避難所としての機能につきましては廃止をするわけではございませんので、その点に関しましては御心配の方がお見えになるようでございますので、その点に関しましては何らかの形で周知のほうはしていきたいと思いますが、避難所としては残るということで考えておりますので、お願いいたします。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 避難所として残るということで私もひと安心したのですが、大山会館の廃止について、春日町は町内会会員に向けた説明会をこの間2回行ってきたようです。しかし、高浜市主催の説明会は行われていないようです。大山会館は大事な財産であり、なくてはならない指定避難所でございます。春日町だけではなく、芳川町や青木町の住民にとっても、住民の命を守るための避難所にもかかわらず説明会がないということで、不安の声がたくさん届いております。今後も説明会を開くのか開かないのか、もし開くのであればいつ行うのか、お答えください。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 大山会館自体は避難所としては継続してまいりますので、説明会等は今のところ予定考えておりません。これまでの使い方と、建物自体は若干もしかしたら修繕をかけなければいけないところがあるかもしれませんが、いずれにしても残りますので、避難所としては、今後説明会等につきましては予定をしております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） それであれば、やはり市民の不安を払拭するためにも、やはり市民に安心していただくためにも、周知の方法は考えていただけないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 今までどおりの使い方ということで避難所としてはやっていきたいと。避難所としてですね、あくまで避難所ということになります。避難所としては今までどおりの使い方をしていきたいと思っておりますので、その点に関しましては一度確認をさせていただきますが、今のところ私どものほうにはそういった形でお話を伺っておりませんので、またこれらにつきましても多方面の方からの意見をお聞きしながら考えていきたいと思っております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 災害時の対応についてお聞きします。災害が起きた場合、正規職員が対応に当たるため、対応可能な正規職員の数を教えてください。また、そのうち高浜市民は何人で、正規職員の何%になるか、お答えください。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 昨年、平成31年4月1日現在で申します。全体の職員数でございますが、市長、副市長、教育長の三役を含みまして、派遣職員及び県費負担の教員等を除いた正規職員数となりますが、271人となっております。うち、市内在住の職員数でございますが、121人ございまして、率といたしましては44.6%という状況でございます。

以上でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） それでは、各避難所に配置される職員、こちらの人数はどのようになっていますでしょうか。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 避難所を担当する職員の人数でございますが、本年度は66名体制となっております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 先ほど正規職員の数、三役も含めた正規職員の数等お聞きしたんですけれども、そのうち管理職員は何名で、そのうち高浜市民は何%になるのでしょうか。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 同じく平成31年4月1日現在となりますが、管理職の人数でございます。同じく三役を含みまして派遣職員及び県費負担の教職員等を除いた正規職員となりますが、49名となっております。うち、市内在住の管理職は28人となっております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 総務省の市区町村別人口1万人当たり職員数一覧というものによりますと、

平成30年4月1日時点の人口1万人当たりの職員数が、高浜は45.89人となっており、類似団体別のデータでは一番職員数が少ない状況です。近隣市では碧南市が62.87人、刈谷市が64.75人、西尾市が67.77人となっており、近隣市と比較しても断トツ少ないことが分かります。また、総務省2018年度の地方公務員給与の実態調査によりますと、市区職員総数人口1,000人当たり高浜市は4.57人となっており、全国815市区中801位というデータがあります。正規職員が少ないイコール災害時に対応できる職員が少ないということにもなります。このままでいいのでしょうか、お答えください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、人数のことをおっしゃっておられますけれども、職員数が限りなく増えれば、当然ながらそこを雇用する費用というのもたくさん発生しますし、おっしゃるように人数がたくさんいるから、じゃ、災害対応が十分にできるのかということでも、僕は違うと思います。今、倉田議員は人数だけでそういうふうに市町村の比較をされておりますが、そういうことではございません。私どもはやはり少数であってもその分きちんと住民力を高めて、いわゆる市内全体が一つになってきちんと対応していくというようなことで考えておりますので、ただ単純に人数が少ないというふうには考えておりませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 今、企画部長の答弁のほかに、私ども総合サービスという会社を市の政策として今までやってまいりました。当然ながらそういう災害時というのも職員と同様に、総合サービスの職員が活躍できるような協定を、当然結んでおりますので、全体的な数と言うと恐らく逆転をすることもあるんだろうと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 高浜市総合サービスと交わした、災害時における社員の派遣に関する協定書では、第5条派遣要請の3項、乙、乙というのが高浜市総合サービスなんですが、「乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り協力するもの」となっているんですね。可能な限りしか協力しないということなんです、裏を返せば。災害が発生した際には、じゃ、どのような手続により総合サービスに要請をするのでしょうか。また、その際の費用についてはどのような取決めがあるのか、教えてください。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 前段のほうの御質問にお答えをいたします。

職員であろうと、大きな災害が来るとどうなっているか分からないという状態があります。当然総合サービスのところの「可能な限り」というのは、職員がどうなっているか分からない、要は正職であっても総合サービスの職員であっても同様でございますので、できる限りの対応をし

ていくということでは同じでありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 仮に派遣を依頼した場合の費用負担でございますが、災害業務ということで通常業務とは切り離した対応を考えております。そういった部分に関しまして、費用は高浜市のほうが別途負担をするという形で考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今の副市長の答弁でいきますと、私が先ほど災害が発生した場合ほどのような手続によりというふうにお聞きしたんですけれども、特に手続も踏まずに、正規の職員が災害時になると、特に地震のときですよね、ぱっと動かなければいけない。総合サービスの職員も全員そのように、正規と同じように動いていただけるという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） その災害の規模にもよりますし、役所の窓口が一部でも開設できるかどうか、そういったこともありますが、当然ながら大きな災害が来ると総合サービスの職員の仕事が通常の仕事ができないということになりますので、そういう方を中心に災害のための新たな職に就いていただく、そういうようなイメージを持っております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、今の副市長のお答えですと、正規の職員と同等ぐらいに災害時の対応をしていただけるということではよろしかったでしょうか。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） あくまで仮定の話でございますし、市が強制をしてその仕事に当たらせる、それは非常に難しいだろうと思います。あくまでそのところは協議の中で決めていくことだと思っております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 協議の中ということは、多分即座に対応はしていただけるかどうか不明になるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 大きな災害でございますので、可及的速やかに対応してまいります。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 先ほどの企画部長のお答えに関してなんですが、まち協とか町内会の方々に避難所運営で御協力いただくことは、災害時必要不可欠とはなります。しかし、災害復旧について業務としてやっていただくことはできないので、正規の数は現状どうなのかという疑問があります。

例えば罹災証明書の発行や仮設住宅の開設、道路や水道などのインフラ整備、災害ごみの処理などなど、災害時は幾らでも対応しなければいけないことが出てきます。市民の命と健康を災害時でも守るために、職員を増やすことは検討されないのでしょうか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今いろいろと申されましたけれども、職員をただ増やせばいいということじゃないですよね。災害、例えば東北でも広域的な災害になれば、今でも支援に各自治体が向かっておる。我々も先ほど罹災証明とかいうお話が出ましたけれども、水害の現場に職員を派遣して準備をしていくというようなこともやっております。ですので、その規模、それから状況、そういうものにもよりますけれども、ただ人数を増やせばそこが克服できる、そういうものではないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、今のお答えですと、今の職員数で対応は可能ということによろしかったのでしょうか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 先ほど申し上げましたけれども、状況によってですよね。人数がただ、じゃ、多ければ、災害が減災とかそういうふうになるかと言うとそういうことじゃないですので、そこは雇用とのバランスもございますので、最大限コストパフォーマンスができるような、そういう形で考えていきたいということでございます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 先ほどの関係でございますが、私ども、いろんな団体の皆さん、それから建設関係の会社の方々、そういった方々と災害の協定を結ばせていただいております。そのため、実際そういった有事の際にはそういった民間の方々含めた協定を結ばせていただいております。その協力をいただきながら、対応については進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 民間の方々とそういった協定を結ばれているのも分かってはいます、私は、知っています。ただ、やはり絶対数が少ないということで問題があるかと思いましたので、今回質問をいたしました。

では、次の質問に移ります。2020年2月11日の毎日新聞によりますと、看護師や保健師などの免許を持ちながら就業していない潜在看護職は、全国に推計70万人います。災害の発生直後に潜在看護師の力を活用しようと、自治体と日本福祉大学の教授が連携して、人材の発掘と研修プログラムを行っております。

2019年に7市町、東海市、知多市、半田市、常滑市、美浜町、南知多町、武豊町、この7市町

で人材を公募したところ約200名が名乗り出て、医師や救命救急士の力を借り、災害時の応急救護や避難所の衛生管理の方法など、災害対応について研修を実施し、修了者には自治体に登録をしてもらっている、そういう記事が載っておりました。

高浜市は職員が少ない上、市立病院もありません。こうした潜在看護師、保健師の協力が不可欠と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 私どもも例えば本年度に新たに改正しました避難所利用者登録書というものがあるんですが、その中には例えば特技ですとか免許の欄を新たに設けさせていただきました。また、御質問にもございました日本福祉大学の取組み等も、今後うちのほうとしましても参考にしながら、また併せまして潜在看護師の発掘という位置づけでまちづくり協議会の防災グループ、地域の声を聞きながら、そういうところの機会も通じながら発掘に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 前向きな答弁、ありがとうございます。防災計画によりますと、避難所の開設、維持管理に関する業務は、施設班であるこども育成グループ、文化スポーツグループ、学校経営グループ、教育センターグループとなっております。碧南市、刈谷市、西尾市、安城市では、なるべく避難所の近くに居住する職員が避難所担当職員となっているようです。夜中に地震が起こったり、道路事情を加味してすぐに避難所開設業務ができるために、職員配置を決める必要があると思っております。高浜市の状況を教えてください。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 議員おっしゃるとおり、避難所の対応というものも業務の一つではございます。初動時の対応としてまず取り組むべきことは、もちろん避難所もございますが、まずは市民の生命を守るための行動ではないかというふうに考えております。

例えば、県や国などから送信される正確な情報を収集して、防災無線ですとか防災メールなどを通じまして市民の皆様に発信をし、命を守る行動につなげてもらう。これは行政職員にしかできない業務でございます。このように、時間外に発生した場合速やかな登庁が予想される市内在住の職員が担うべき優先度の高い業務は、避難所以外にもございます。そういうところで、現在の班構成はグループ単位という形で、平常の業務と関連づけながら分担をしておりますが、各グループの職員の中には市内在住の職員も含まれております。各班に市内の在住職員を割り振ることが、市全体の迅速な災害対応につながると考えております。よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今言われたことは、すごくそういう対応をしていただきたいんですけども、今高浜市の状況としてはどうだったんでしょうかね。ちょっとそのあたりがよく分からなかったなので、お答えください。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 避難所の職員という形で申し上げますと、先ほど申し上げました66名今体制になっておりまして、うち市内に住んでおる職員は35名体制というような状況でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、今、なるべく近くに住んでいる職員が近くの避難所対応には、まだちょっとなっていないよということでもよろしかったでしょうか。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 現状は今申し上げたとおりの数値となります。先ほど申し上げましたが、ほかにも優先度の高い業務がございますので、当然市内の職員が自宅におればということが前提になりますが、先に駆けつけることが想定をされます。そこでまず何をしないといけないか、もちろん避難所もそうでございますが、ほかの業務もございます。そういうところでバランスを取りながら、今はグループ単位ということで班編成を行っておるという状況でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ちょっと現状がはっきりよく分からなかったんですが、しっかりそのあたりを詰めて、万が一のときにすぐに備えられるようにしていただきたいと思います。

では、質問を変えまして、公共施設についてお尋ねしていきます。

高浜市公共施設マネジメント第4条には、市は公共施設マネジメント指針として公共施設全般にわたる総合的な計画を策定すると書かれておりますが、この条例から全ての公共施設が公共施設推進プランに反映されなければならないと思っておりますが、全ての公共施設が公共推進プランに反映されていますでしょうか、お答えください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 全ての公共施設が反映されているかどうかの確認はいたしておりませんが、公共施設推進プランといえますのは、公共施設の総合管理計画は40年間の長期的な考え方、方針を決めたものだ。ただ、そこで長期的な方針を決めただけではどこからどのように取り組んでいったらいいのか、それがなかなか分かりにくい。とすると、それを具体的に公共施設の推進プランという形で具体化をする、具体化をして取り組むことが個々の事業が見えてくるということで、総合計画で定めた方角を推進プランで具体的に定めながら進めていくという、そういった考え方で策定をいたしております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 大枠でということをおっしゃったんですけれども、私は全てにおいて公共施設マネジメント第4条からすると、公共施設全般にと書かれているので、私は全ての公共施設について対応すべきだと思うんですけれども、碧海町の旧福祉作業所の掲載がないのですが、これはなぜ掲載されていないのか、また今後の予定はどうなっているのか、お答えください。

○議長（北川広人） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（加藤 直） 今ありました、碧海町の福祉作業所の件になりますが、今言われたように、高浜市公共施設総合管理計画のほうには、改善の取組み対象施設としては上げてはおりましたが、今言われたように公共施設推進プランのほうには記載漏れとなっておりました。今後の方向性を考えながら、またこちらのほうは対応のほう、考えていきたいと思えます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 公共施設マネジメント推進委員会設置要綱第2条では、「委員会は、次に掲げる事項を所掌する。1号、公共施設マネジメントに関する計画の検討、進捗管理、評価、検証、見直し等に向けた提言等に関する事項」と書かれております。進捗管理、評価、検証、見直し等に向けた提言を計画に反映されたことがありますか。また、反映されたことがあれば教えていただきたいんですが、この推進委員会には副市長が含まれておりますので、メンバーとして、ぜひお答えいただけたらと思えます。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 公共施設のマネジメント委員会の設置要綱には、3つの所掌事務が定められております。今倉田議員がおっしゃられたのは、そのうちの一つでございます。公共施設のマネジメント委員会というのは、専門的な知見を市が公共施設のあり方にどのように取り入れていくのかということで、委員お一人お一人の専門的な知見を私どもが参考させていただいて、これを公共施設のあり方に生かせるものは生かしていくと、そういったことでございます。

具体的に委員会として、例えば総合計画のように委員会に諮問をして委員会から答申を受けてという委員会ではございません。具体的にどれがどのように、どこに反映されたのかということの具体的なことは申し上げられませんけれども、例えば会議概要については公表いたしております。直前で申し上げますと令和元年8月28日に開催をされておりますけれども、例えばかわら美術館であれば、瓦の美術館ですので瓦に関する例えば書籍を集めるとか、また市民が交流の空間として活用できるといいですねと。また、図書館であれば例えば貸出しがメインではなくて、やはり児童書が多いという特色もございますのでそういった専門的な図書を集めて、また人が集まるところ、例えばいきいき広場のところに機能を分散させてそれを集めたらどうかということ、また水泳指導を6月からスタートいたしましたので、そのことについては先生方の御負担が、これが軽減されるということは教育に注力していただけるということで、大いに意義があることではないかと、こういった御意見を私どもは今後参考にして、今事業を進めているところでござい

ます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 平成31年度のこども未来部長の執行宣言を見ますと、図書館のあり方を考える会、たかぴあの運営を考える会があることが分かりました。また、私が調べたところによると、大山会館あり方検討会議もありました。こうした会は何に基づいて設置されているのでしょうか。こうした会に与えられた権限、委員のメンバーの選考基準はどこで決まっていますか、教えてください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、図書館のあり方を考える会、たかぴあの運営を考える会などの、どういうメンバーで、どういう根拠でということで御質問いただきました。

例えば図書館のあり方を考える会については、今後私どもが図書館のあり方を考えていく中で、どんな方向で考えていったらいいかということ、ざくばらんに意見をお聞きする任意の団体、意見聴取、ワークショップ、そういったような性格の会というような形になっております。こちらについては、現在は図書館のボランティアの方を中心に意見交換をさせていただいているというところです。

それから、たかぴあの運営を考える会につきましては、これは高浜市地域交流施設の機能にゆかりの深い団体の方にお集まりいただき、具体的には高浜公民館長、PTAの方、いきいきクラブの方、文化協会、スポーツ協会等々、そういった機能にゆかりの深い方ということで、これも私どもが整備や運営を考えていくに当たっていろいろ意見を参考にさせていただきたいということで、それぞれ関係部署と協議しながらお声かけをさせていただいた方に御参加をいただいているものでございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今のお答えですと、こうした会に与えられた権限、任意の団体ですからということとか、あと委員のメンバーの選考の基準についても明確でないのかなと思うんですけども、こちら、設置要綱を定めて委員の選考基準を明確にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今申し上げましたように、私どもがいろいろ検討を進めていく中での意見の参考にさせていただくというものでございますので、個々の会が何かの権限を持っているですかそういったことはございません。意見聴取会をワークショップという形、市民参加の手法というのは様々な方法があると思いますけれども、そういった中で、こういった手法で意見を参考に聞かせていただいているということで開催をさせていただいております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） さきの12月議会で、私が高浜自治基本条例第13条において、行政は市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けますとうたわれており、高浜自治基本条例第2条4号では、参画の用語について、政策、施策、事業等の立案から実施及び評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成が関わることとなっているので、どうしたら主体的に立案から市民ができますか、と私がお聞きしました。その際、内田部長はいろいろな参画の方法をお答えになりましたが、立案から参画できるものがお答えになかったようでしたので、再度私が主体的に立案から参画できるものはどれかお聞きしたところ、明確なお答えはありませんでした。

先ほど、参考にさせていただくという文化スポーツグループのグループリーダーのお答えがありました。この参考に委員の中に、委員会を公開にし、市民が闊達な意見交換ができるように、希望する市民がそちらに自由に参加できるようにすれば、立案からの参加が可能となる一つの手だてとなると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、過去の議会の話もされて、市民参画ということについて御質問いただいております。

市民参画というのはさまざまな御意見だとか、その仕方によって御要望等もあると思います。確かに過去の議会、6月議会でもそういった部分でも平成30年ですか、触れられて、私のほうも答えておりますが、私のほうとしては市民が参画する機会をきちんと保障すると、これは自治基本条例ですので、きちんとしたそういうシナリオの下に基礎的なことをうたい上げて参画という手法をいろいろ用いております。

前にもお話しをしていると思うんですが、例えば参画の手法というのは我々が市民に情報を出して、そこに対して情報を大勢の方から頂く方法であるだとか、例えば1つの計画をつくって、その計画に対して討議を深めていただいて、きちんと物事を決めていく方法だとか、いろんな手法があるわけですね。そこでする申し上げているのは、ワークショップをしたり、先ほども答弁でありましたけれども、関係者に集まっていただいてそこでざっくりばらんに思いを語っていただく、こういったところから必要な部分を計画の中に盛り込んでいくと。最終的にはこの議会の場で議員の皆さんの判断を仰いで事業、それから予算が可決していくわけですから、そのプロセスというのは様々な形でやっております。

個々、例えば法的に決められた部分は諮問機関を設けて委員会をつくって、そこから諮問を頂戴してその意見を現場に反映していくということもありますし、当市ではパブリックコメントもきちんと、必要な部分についてはやっておりますので、多様な参画の機会を私どもは推進をして設けておるといふふうに考えております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） パブリックコメントとかワークショップとかいろいろ言われているんですけども、やはり市民が主体的に参加して意思形成に関わる、こういうところが今欠けているのではないかという市民の声が、非常に多く届いております。もっともっと市民の声を集めるために、パブリックコメントでは後から大体もう決まったことということで、パブリックコメントから計画が変更になったものを私、今のところ見たことがないんですね。なので、もっと市民の声を拾う方法、だから先ほどの任意団体ですか、図書館のあり方を考える会、たかぴあの運営を考える会、こういう会があることをまず市民にもお伝えすることが大事だと思いますし、そういう会に自由に参加できるようなところがあれば、私はこの自治基本条例にのっているのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今の市民の参画という部分で、業務ごとに全てのもの、例えばどうでしょう、まちづくりに関して白いキャンバスの上に絵を描いてくださいと言ったら、それぞれ類似のものはありますけれども、ぴたりと同じものは出てきませんよね。そういった部分で、いろんなことを整理しながら、そこぞこ担当部署がきちんと事業計画、いわゆる方針を決めていくのに意見を頂戴するという形でさまざまな会議を設けたりだとか、手法で御意見をお伺いするというようにしておりますので、前私もこの場で申し上げましたけれども、例えば意見が通らないからこれは意見を聞いていただけないかとか、意見が通らないからそれは全く手法が間違っているとか、そういう部分ではなくて、やはり私ども何度も申しておりますが、このまちのことを自分のこととして考えて興味を持っていただいて、関心を持っていただいて、機会があればそういったことに加わっていただくという、そういう姿勢も必要だというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 時間ございませんので、次の質問に移ります。

12月議会の議案第89号において、大山会館の設置と管理に関する条例が廃止されました。大山会館はいつから春日町が管理をするのでしょうか、教えてください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） ただいま春日町の町内会さんで今検討のほうをされているというような実情につきまして、まず報告させていただきます。

まず、町内会会員を対象とした説明会は、これまで2回開催されております。現在におきましては、運営費用の検討とか町内会が大山会館を町内会集会所として活用していく場合に、対象者はどうするのかとか、費用面はどうかということ、説明会を開きまして、またその説明会での意見を踏まえながら今後検討をするというふうに伺っております。最終的な判断につきましては、町内会総会等で行われていくかと思っております。活用する、しないという判断は総会等の場で

判断していただくことになるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 総会で判断されるということなんですけれども、これ、いつから管理できるかは、じゃ、今市のほうとしては把握されていないということでもよろしかったでしょうか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 今後、町内会さんとお話し合いを進めていながら、どの時点で春日町さんがもしこれを引き受けるということになったらどこで対応が可能になっていくかということ等を、お話し合いをしながら進めていくということになるかと思えます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、今のお話でいくと、4月からは管理をするかどうかかわからず、5月か6月とか、もっとその後にもなる可能性があるということでもよろしかったでしょうか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 春日町さんのほうでも準備を進めていくということがございますので、こちらを活用するということになりましたら準備期間等が必要になってくるというふうに考えております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 12月議会において、春日町が大山会館の管理を受けるという協議が整ったという説明で議案が上程されました。私は春日町町内会の方々にお話をお聞きしても合意をしたという方はお見えになりませんでしたし、春日町が引き受けるということさえも知らない住民が多くいました。まして、町内会の総会で決まっていないので継続審議を申し出たのですが、却下され、多くの議員の賛成により大山会館が廃止となりました。町内会が今後、今どうなるか分からないというようなお話だったんですが、受けられないということになったら町内会の結論の前に廃止の議案を通してしまった責任はどのように取るのか、非常に大きな問題だと思っております。

では、次の質問に参ります。12月議会では町内会が管理しなければ大山会館は取り壊しになるという説明でした。しかし、春日町主催の説明会では取り壊さないという市側の説明でしたので、市民が議会のときと言っていることが違っていると指摘したところ、こども未来部長は「いずれは取り壊すという意味で言った」という内容の発言がありました。また、高浜市広報2月1日号では、「建物については当面取り壊す予定はありません」と書かれております。市民は取り壊しがあるのかどうか、混乱しております。また、「当面」や「いずれ」という抽象的な表現に対しても、不安を拭い切れないという声が届いております。いつまで大山会館は取り壊しがいいのか、具体的にお答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 当面の間ということでお話をさせていただきますと、建物自体がこちらは、例えば利用に耐えられないということを想定して、そういった場合になったらもう取り壊しはしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） こちら、利用に耐えられないといたら取り壊しになると言われているんですけども、こちらの業者のほうが入って躯体の調査を行っていると思うんですけども、そちらの計画では、では利用に耐えられないというのはいつぐらいになるか、具体的にお答えいただけないでしょうか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） こちらの耐力度調査につきましては、躯体につきましては今のところ大丈夫であろうということです。しかしながら、設備につきましては大分老朽化が進んでおるところでございます。こういったところを両面からいろいろ判断しながら、こちら利用に耐えることができないということになりましたら、解体のほうも検討していくということになります。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 先ほども言いました、公共推進プラン、こちらにほかの建物とか、いつ取り壊しとか、譲渡とかいう欄があるのですが、大山会館はこれ、記載をされないということでしょうか。

○議長（北川広人） 子ども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 推進プランの説明を全協のほうで説明させていただいたと思いますが、こちらにつきましては解体、譲渡ということではなくて、今春日町さんとも貸付けということで話を進めてきているという状況であります。すぐ解体とか譲渡とかいうことではないということで、こちら記載については削除させていただいたというところがございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 現段階で万が一春日町さんが受けないという可能性はないということでしょうか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 可能性ということでありまして、こちらにつきましては、総会等におきまして、活用する、しないという判断をしていくことになっていくだろうというお話をさせていただきました。そちらのほうの判断によって、今度どうなっていくかということになるかというふうに考えております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、春日町さんが受けなかった場合はどうなるのでしょうか、教えてください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） こちら、公共施設総合管理計画の下、公民館の機能としましては移転をしております。また、公の施設では3月31日に廃止をいたします。こうしたことから、市として公の施設として今後管理していくということはないと、春日町さんが利用されない、活用されないという場合はそうなります。しかしながら、今お話がありました避難所として、こちら普通財産になりますので、避難所として利用するときにあれば利用していくというような形になろうかと思えます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、質問を変えます。公共施設の中で、現在耐震診断されていない施設及び耐震補強されていない施設はどこになりますでしょうか、教えてください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 全てを正確にお答えすることはできない、ございませんけれども、推進プランの中では例えば老人憩の家のようなものは耐震診断は未実施であるというようなことが書いてございます。ちょうど、今私が申し上げましたのは44ページぐらいになろうかと思えますけれども、老人憩の家は未実施だということで、ですから診断が必要か必要でないかということではなくて、実施をしていないと。他の公共施設、一般的には昭和56年度以降の新耐震で造られたものは基本的に耐震性が確保されているということですので、しておりません。それより以前に建てられたものということで、一例を申し上げますと今申し上げたとおりでございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今おっしゃった老人憩の家についてお聞きしたいと思います。全ての老人憩の家は、平成24年の高浜市公共施設マネジメント白書によりますと、既に耐震診断、耐震補強工事が未実施となっており、早急な対応が必要と書かれております。既にもう平成24年にそのように書かれていて、もう7年以上たっているということなんですよ。

もし、地震により市民がけがをしたり亡くなってしまった場合は、市長が責任を取るということでもよろしかったでしょうか。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 老人憩の家につきましては、全て公共施設の建て替えに当たって複合化される施設ということで、耐震診断は行っておりませんが、確かにまだ複合化されるまでに年数はございます。ですので、次年度以降耐震診断を行っていく予定をいたしております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 高齢者の命を守るためにも、早急な対応が必要かと思われまます。例えば、

先ほど申し上げました旧福祉作業所は、高浜中部老人憩の家に非常に近いので、こうした公共施設を耐震診断で問題がないという判断が出るまで使用するとか、高取南部老人憩の家を利用されている市民の方には現在廃墟のようにになっている近くの旧高取幼稚園に移動していただくなど、高齢者の命を守る方法を考えていないのでしょうか。大規模改修のときではなく、取り急ぎこうした小さい施設の複合化も検討すべきではないでしょうか、お答えください。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 老人憩の家で申し上げますと、御利用者さんには耐震診断を行っていないという旨はお答えをさせていただいております、可能な限りお近くにある耐震の効いた公共施設をお使いいただくように促しているところでございます。

また、先ほど申し上げましたように、今後は耐震診断は実施をまいります。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 促しているということ、当然だと思うんですけども、やはり何かあった場合責任を取らなければいけないと思うんですね、市のほうが。なので、早急な対応が必要かと私は考えております。

質問を変えます。先ほど大山会館を春日町町内会が管理するといった前提で、いろいろ話をお聞きしました。高浜北部老人憩の家は、大山会館に複合されるとお聞きしました。そうなりますと、高浜市の公共施設を無償で任意団体に貸与することとなります。高浜市の財産を無償で貸して憩の家部分を借りるのか、それとも春日町に部分貸しをするのか、どのような計画になるのかお答えください。また、春日町は大山会館を有償で部屋の貸出しを行うようですが、これに問題はないのでしょうか、お願いいたします。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 高浜北部老人憩の家については、今春日町町内会さんと大山会館への機能移転について協議を行っておるところでございます。私どもといたしましては、今後春日町町内会さんが大山会館を管理運営されるということであれば、和室の一部を日中の高齢者の居場所として活用させていただきたいということを、申し出を行っております。

また、老人憩の家というのは私どもが設置をした施設でございます、施設を御利用していただくに当たりまして必要な維持費というのは、もちろん私ども、市が負担をしております。今回耐震性のある大山会館へ機能移転をさせていただけるという場合でありましたら、私どもとしては北部老人憩の家を維持管理するために必要な光熱水費相当額は、補助金として支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 大山会館に老人憩の家を複合化することに異論はございません。ただ、市の財産を任意団体に無償で貸して、それを又貸して収入を得るということは、法律的に問題が

ないのかということをお聞きしているんです。この件について、市の顧問弁護士に相談されたのでしょうか。また、されたのであれば、相談内容と弁護士の見解について教えてください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 春日町の町内会さんが活用していくということになった場合について、こういった場合になりましたら光熱水費等管理費用のほうは春日町さんのほうが負担をしていくということになります。有償でお貸しするという、有償というお話ですが、私どもとしては、こちらは光熱水費等実費のほうを負担していただく金額として町内会さんが受け取るということについては、それは問題ないというふうに考えております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 光熱水費、この間の春日町さんの説明会ではそのような形で予算が組まれていませんでしたけれども。これ、行政財産であれ普通財産であれ、公共財産を他者に貸し付ける場合には、規則なり要綱なり、根拠が必要なんですね。とりわけ、土地も借りております。借地料が発生しているのであればなおさらです。市が借地料を支払う根拠も必要になってきております。これらの整理は行われているのでしょうか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 所有としましては、こちら施設の所有は高浜市の所有になります。したがって、その資産の底地につきましては高浜市のほうで借りていくということになります。

先ほど来、無償でお貸しするということですが、こちらはお貸ししますが活用のほうは春日町さんのほうで考えていただくという中で、先ほどの有償についてということにつきましては、これ私どものほうが説明会の中でも春日町の町内会員様に向けて有償で貸す場合についてはどういう考え方だという質問がありました。その件につきましても、実費負担の範囲内であればそれは問題ないというふうに考えているというお話をさせていただいたという次第でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今の実費負担であればということなんですが、市の顧問弁護士に相談されたのでしょうか。相談されたのであれば、見解について教えてください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） こちらにつきましては、法律のほうの専門家の方に相談のほう、させていただいております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 春日町の町内会さんがどうのこうのというわけではなくて、例えば何らかの不可抗力で宗教団体とか暴力団体とかの関係者が占拠してしまった場合、市は手も足も出せないとなると、大変問題になるかと思うんですね。なので、市民の財産なんですよ、大山会館は。

市民の財産を無償貸与するということは、契約上及び法律に全く問題がないという状態でないと、私は危険だと思っておりますが、その辺のところはどのように考えておりますか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 春日町町内会さんに活用していくということになりましたら、貸付けを行っていくということを考えておりますが、春日町町内会さんにつきましては、公的な団体、公的なところを担う団体というふうに考えております。そうしたことを踏まえまして、私ども、もし活用するということではお貸ししていきたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 公的な団体と言われるんですけども、もしも何か問題があった場合、地縁団体には登録されていないわけですよね。そのあたり、何か公的な団体という、何か証明するものはございますでしょうか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 今、公共的な団体を証明するものということでございますけれども、町内会の活動は地域の住民の方の親睦を担ったり、そうした活動の内容が公共性があれば、一般的に公共的な団体というふうで見ることができると思います。今倉田議員、いろいろ心配をされました、宗教団体、暴力団、そういったところに乗っ取られたらどうなるのかと、公共的な団体を証明するところはないのに、市の財産を貸しているのかということになりますと、いろんな町内会に市の土地をお貸ししたりしているものもあります。そうすると、そういったものが全部町内会に貸すところといったことになってしまわないかということにもなりますので、私どもは町内会については公共的団体ということでお貸しを今していく方向で進めているところでございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今の総務部長の御答弁を聞いてちょっと思ったんですけども、確かにほかの町内会さん、土地を市から借りております。ただ、建物は自分のところで建設されておりますので、地縁団体登録をしているかと思うんですが、そのところを教えてください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 市の財産をお貸しするということですので、これは土地であっても建物であっても同じということで考えております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ちょっと質問を変えます。複合化により青少年ホームを大山会館、そして今後複合化される体育センターの説明会が開催、また開催予定となっております。それぞれの説明会の対象者を教えてください。また、説明会の周知方法も併せて教えてください。時間がないので端的にお願いします。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 体育センターの説明会につきましては、3月11日と3月15日に予定をしておりましたが、コロナウイルスの感染症の拡大防止ということで、開催のほうを延期させていただいております。対象者としましては定期的に使われている方ということで、例えば市内であれば年に2回以上、市外の方であれば月1回以上だったと思いますが、そういった方に案内を送らせていただいております。ただし、その案内を送った方だけが対象ということではなくて、体育センターのほうにも掲示をさせていただいておりますが、聞きに行きたいという希望があればどなたでも参加いただける説明会となっております。

○議長（北川広人） 倉田議員、残り1分です。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今の話ですと、広く説明会の開催をお知らせしていないと思うんですね。これ、高浜市自治基本条例の第20条に私は反しているのかなど。この4に説明・応答責任というのがあるんですね。「市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます。」「市民に積極的に説明する責任を果たす」とその前に書かれているんですね。やはり、説明会の開催は広く市民全般に知らせるべきであると思いますが、どのように考えていますか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 私どもは、まずは一番影響を受けるのは定期的に使ってみえる方であるというふうに考え、その施設ごとにどの程度の回数であれば広く周知できるかということも判断した上で、案内のほうを送らせていただいております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ちょっと違うんですね、感覚が。やはり広く説明会を行う、これは市民皆さんの財産なんです。皆さんの財産がどうなるかということは市民全員が知る権利があるんですけれども、そここのところどのように考えていますか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

もう時間がありませんので、端的に答えられるところがあれば。

○文化スポーツG（鈴木明美） 繰り返しになりますが、定期利用者の方が一番影響が多いということで、いつぐらいに閉場になるのか、あと今後の新しい施設のほうはどうなっていくのか、そういったことを説明させていただきたいと考えております。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は11時20分。

午前11時11分休憩

午前11時20分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、黒川美克議員。一つ、公共施設あり方計画について。以上1問についての質問を

許します。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

多くの市民の方々から、勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理については、数多く疑問の声が寄せられていますので、令和元年12月定例会の一般質問でも質問いたしました。裁判で係争中だとか、住民監査請求が出されているなどの理由で、答弁が頂けませんでした。しかし、訴訟や住民監査請求については理由となりません。とりわけ訴訟は原則公開なわけですから。議会の答弁と訴訟での主張に齟齬が生じると困るという市の都合にほかなりませんので、答えられないというのであれば法的根拠を明確にさせていただきたい。誠意ある明確な答弁をお願いいたします。

それでは、勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理について、質問をいたします。

行政には、締結する工事契約の情報を積極的に市民に説明する責任があり、この責任を果たしていくということが大切であると思います。

最初に、令和元年12月定例会の私の一般質問で、裁判や住民監査請求を理由に答弁いただけなかった部分の質問をいたします。令和元年12月定例会の私の一般質問の一部を朗読しますと、「市は、コパン、栗本建設工業と協定書を締結しています。この協定書を締結した法的根拠をお答えください」との質問に、北川議長は「黒川議員に申し上げますけれども、高浜市からの情報提供資料ということで住民監査請求の受理をしたというものを私はいただいておりますが、請求者の中に、たしか新聞報道では黒川議員の名前があったと思うんです。当該の請求人に当たるわけですので、この内容、今の質問が協定書締結の法的根拠を質問されていますけれども、それはまさにこの監査請求の中で請求している内容と同じじゃないですか。これ、まだ監査請求の結果がまだ監査から出ていませんよね。日付がいつか分かりませんが、締め切り前には多分出てくるのかもしれませんがということは、ここで今一般質問の質問の内容としては不適切だというふうには私は考えますので、今の質問に関しては許可することはできません」ということでした。

しかし、住民監査請求の結果は出ていますので、負担金とした法的根拠を明確にお答えください。

○議長（北川広人） 黒川議員、ちょっと待ってください。黒川議員。

ちょっと時間を止めてください。

申し上げますけれども、前回のときに、確かに監査請求を出したところであって、私は不適切ではないかということでお話をさせていただきました。今日は、もう監査結果が出ておることであると思いますけれども、係争中の事案になっておることが一つあります。

それで、係争中の事案にあるということは何かということ、住民訴訟ですので、住民訴訟は住民監査請求を行わなければ訴訟ができません。住民監査請求の請求人であった黒川議員が、例えば

その訴訟の原告になっていなくても、私はつながりがそのままあるというふうな判断をすべきかなというふうには一つ思います。

それと、もう一点は、監査結果が出ているということに関しまして言えば、ここで監査結果の中身、要は監査委員さんの見解について、いいだ、悪いだという議論を議会ですべきではないということも思います。ですから、法的な根拠は多分お尋ねになると思います、これを言うと。思いますけれども、法的な根拠はございません。ありませんが、モラル上、倫理上のこととして不適切ではないかと私は思うんですけれども。

○8番（黒川美克） それでは、法的な根拠は今ないという話でしたけれども、私はそれに対しては納得できません。

実際にきちっと皆さん方にどういう形で、例えば単純なやつは、きちっとした説明をしていただければ、訴訟を起こした人たちもそれが納得できれば訴訟なんかしないわけですよ。それに対して納得しないから、だから訴訟が起こされたわけじゃないですか。言っちゃいかんですけれども、きちっと法的な根拠を示して、それに基づいてやっていただければあれですよ、それだったら議事整理権の濫用と一緒にじゃないですか。それは納得できません。ですから、質問させてください。

○議長（北川広人） ですから、今、住民訴訟になっている事案ですよ。納得がいかないから訴訟まで起こされているわけですよ。ですから、それは司法に委ねられた事案ですから、その司法の中できちっとした判断がされればいいんじゃないですか。

○8番（黒川美克） それは違うじゃないですか。あくまでも裁判は裁判、市の説明責任は説明責任でしょう。それをしっかりせんでおいて、何でも訴訟をやってください、それで行政が成り立つんですか。

○議長（北川広人） 訴訟をやってくださいとは言っていないけれども。

○8番（黒川美克） そうじゃないですか。

○議長（北川広人） そんなことは言っていないよ。訴訟になっているのではないですかと現状のことを言っているんですよ。

○8番（黒川美克） 私は訴訟を起こしていません。

それで、もう一つ言いますと、国会やなんかで答弁をしないときがあります。それは、答弁をしないというのは、あれは刑事事件。それは刑事訴追をされますので、自分の身を保護をするために答えない、そういったことを言っているだけです。別に質問をさせてくださって、それで答弁がそういう答弁、それだったらそれでいいですよ。それを議長が止めてどうするんですか。それは納得できません。

○議長（北川広人） ですから、私が思っているのは、訴訟があるということに関して言うのであれば、ここでの質問や答弁、そういった部分がどちらかの有利、不利に働くことの可能性があ

るような場に議会をしたくないということを言っているから、先ほど言ったようにモラルだとか倫理的な部分でいかがということをおっしゃっているから、今お話をさせていただいているんです。

○8番（黒川美克） 僕はそういうふうに思いませんから。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 訴訟案件になっているということで、一律に答弁を差し控えるということとは考えてはおりません。これまでいただいた質問に対しては答えていくというスタンスですが、ただ1点、お願いがございます。議長さんからも一部ありましたが、訴訟の原告ではないということは確かでありますが、先ほど議長が申されたように、その前置である監査請求の中の一人ということになりますので、今後の裁判の中で原告が有利になるような新たな言質をこの一般質問の中で取りたいという趣旨の御質問であれば、これはお答えは差し控えることがあるということをお理解いただければなというふうに思います。

○8番（黒川美克） そんなことは承知しています。別にあくまでも裁判は公開でやるわけですので、私、実はこの質問をする前に議長から、裁判に関係したことは止めるかもしれないということで相談を受けています。私は弁護士にも相談して、そういったことが駄目なのかと言ったら、弁護士はそんなことありませんと。そういったことで弁護士からは聞いていますので、もしもそれを言われるんだったら法的な根拠を明らかにして、ここに当てはまるから質問を遮る、そういう形だったらあれですけども、それをきちっと聞いてください。

今、先ほど議長言われたようにそういう法的な根拠がない、そういう話ですし、私も別にこれを基に裁判を有利にしようとかそういうようなことは思っておりません。ですから、きちっと法的な根拠を答えていただければそれでいいわけじゃないですか。よろしいですか。

○議長（北川広人） その法的な根拠って、今、質問の話ですか。私に対してですか。

○8番（黒川美克） はい。

○議長（北川広人） だから、私が言ったのは、モラルとか倫理上いかがなものかという話をさせていただいたんです。

○8番（黒川美克） ですから、私はそういうふうなことは思いませんと言っているわけですから、質問させてください。

○議長（北川広人） じゃ、スタートしてください。

それでは済みません、再開をさせていただきますけれども、じゃ、1問目の答弁のほう、よろしいですか。

こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） それでは、令和元年12月5日の監査結果が公表されております。こちら、監査結果の範囲内でお答えのほうをさせていただきます。

勤労青少年ホーム跡地活用事業契約書第10条第2項では、甲高浜市は乙株式会社コパンが本事

業を実施するために事業用地を使用できる状態にすると規定されており、また勤労青少年ホーム跡地活用事業募集要項では、事業実施に係るリスクのリスク分担のうち、用地の瑕疵リスクについて調査資料等により予見できないことに関するものは、高浜市が負担することとされています。したがって、市にも一定の義務または責任があるというふうに考えておりますので、負担金として支出したというものでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それのどこが法的根拠なんですか。それは監査委員さんの意見だけでしょう。私が言っているのは、自治法だとかそういったものに対して、どういう法律に基づいて負担金とすることができるのかと。そういったことでございます。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 先ほど来お話がありました。私冒頭で話しさせていただきましたが、監査結果に公表されているという範囲内でお答えをさせていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 法的根拠がなぜ言えないんですか、教えてくださいよ。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） まず、負担金ということに対する法的根拠というところで、私どもの考えについて御説明させていただきます。

法令に規定されております負担金もありますが、例えば各種団体に市が加入しているとき、その団体の必要経費に充てるため、各団体の構成員が取り決めた費用を支出する場合や、研修等参加者負担金のように、法令に規定されていない負担金もあります。その全てに法令上の根拠があるというものではないというふうに考えております。今回の事例におきましては、締結した協定に基づいて支出したというものでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） そうすると、法的な根拠に基づくものではなくて、あなたたちのほうが協定書だとか何かに基づいてその中でやっとならうと、そういう理解でよろしいですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） ただいま申し上げました答弁のとおりでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） された答弁というのは、法的な根拠がなくて、市のほうが結んだ協定書に基づいてやっとならうと、そのことでよろしいですかということを行っているんです。きちっと教えてください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） ただいま答弁させていただいたとおり、締結した協定に基づいて支出したというものでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） きちっと真摯に答えてください。

次に移ります。刈谷市、安城市では、建設中に発見された廃棄物の処理は入札で請負契約をしており、入札後契約金額が1億5,000万円を超えることから、契約するために地方自治法及び条例の規定により、議決をしております。高浜市は負担金として、請負契約ではないことを理由として議決をしておりますが、今回の処分は請負契約として契約議決が必要であり、地方自治法及び高浜市条例に違反しており、契約は無効であると思われませんが、負担金が適法である根拠と請負契約でないという根拠を説明してください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） それでは、ただ今の質問につきまして、令和元年12月5日の監査結果に公表されている範囲内で、またお答えをさせていただきます。

本件は、勤労青少年ホーム跡地活用事業の推進に当たり、跡地活用事業者の責に帰さないかつ施設整備工事、民間のスポーツクラブが発注した民間の工事ありますが、これらに支障が生じる範囲に限り、建設発生土等の場外搬出、処理等に要する費用を土地の所有者である高浜市が負担したというものでございます。

議会の議決に付すべき契約は、条例で予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負とするとされていますが、工事または製造の請負については、工事とは土地、工作物等の造成または製造及び改造、工作物の移転及び除去を言うもの。また、製造の請負とは原料に手を加えて製品を作成するといった、有形的結果を目的とするものであり、本件は工事または製造の請負の契約には該当しないというふうに考えているものでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今いろいろと説明していただきましたけれども、全く矛盾しているじゃないですか。もう一つ、あなたたちが720立米の土を場外搬出していますよね、それ随意契約でやっているじゃないんですか、お答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） ただいまの質問の内容は、議会の議決の必要があるかどうかということに対しての答弁というふうに考えておりますか。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それでは質問を改めさせていただきます。市のほうは720のやつについては随意契約で契約を結んでおみえになります。負担金は法律に基づいてやっております。片方は地方自治法施行令第167条の2、あなた方は第2号ということをおみえになりますけれ

ども、後ほど質問させていただきますけれども、それを根拠にして随意契約をやっているじゃないですか。それで、なぜ負担金のほうがそういった根拠が示せないんですか。その整合性をお答えください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） お答えをさせていただきます。

今黒川議員御質問されていることは、住民訴訟の中でその協定書の締結の決済に当たって、随意契約が明記をされていないと。随意契約できる場合というのは法律で決められた条項に当てはめなければいけない。しかしながら条項が示されていないことが手続に違法があるのではないかということが、まさに今裁判の争点になっている部分でございます。そのことに対して、私どもが訴訟ということで提起をされて継続をしておりますので、どのような答弁をしていくのか、これは市のほうで検討すべき訴訟遂行上の対応方針ということになります。ですので、今からどのような主張をしていくかという内容について、事前に議会という場でお答えをさせていただくことは控えさせていただくというのが、なぜ答えられないのかということの理由でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それか法的な根拠を教えてください。法律のどこに書いてあるんですか、それが答えられないということは。裁判は公開ですよ、原則。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 裁判は公開でございますので、傍聴されます。ですから、裁判の中でどのような市が主張をするのかということは、その場でお聞きになることは可能でございます。また裁判で市がどのような主張をしたのかということであれば、このような主張をしたというのは、それは事実でありますので、お答えをできるわけですが、どのような主張をしていくのかということはまだ公開、傍聴人の方もお知りにならない。そうしたことを事前に議会という場で公にすべきではない。そうすることが、市は今被告となっております。被告となっております、黒川議員が住民監査請求のときに、今市長に損害賠償の請求をしてみえます。そうした市の当事者としての地位、立場を損なうおそれがあるので、答弁を差し控えさせていただくことが私は適切であると考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 法律のどこに書いてあるのか教えてくださいということを言っているんですよ、分からないですか。

○議長（北川広人） 黒川議員に申し上げますけれども、係争中の案件で当局のほうで自分たちに不利になる、あるいは相手側に不利になるというような様々な考えの中で答えができないということをおっしゃることに對しては、理解をしていただかないと。それは先ほど御自身で言われたんですよ、ね。「できないこともあるとは分かっておるけれど」と、先ほど言われたじゃない

ですか。だから、それを繰り返し同じことを言われても無理じゃないですか。

○8番（黒川美克） それはおかしいでしょう。議論しておってもしょうがないで、次に移らせていただきます。

ともかく今のあれでは納得できませんので、きちっとその根拠を、裁判が終わったらどうのこうのじゃなくて、きちっと、その法的な根拠はきちっと言ってくださいよ。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 既に住民訴訟という仕組みがございます。それが裁判の中で行われておりますので、私どもとしては裁判手続の中で市の考え方、主張をしていくという考えということでございます。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 法律も全て万全ではございません。よって、そこに訴訟が起こることとありますので、全部どこにはまっているんだということが全部お答えできてそれで納得いかれるんだったら、訴訟なんて起きませんよ。ということなので、私どもがお答えできないという部分があるということは御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 裁判は法律で争うんですよ、第何条だとか。その法律のあれによって裁判の勝ち負けが決まるんです。どの条文で訴えたからその条文がそれに対して正しいのか、そういったことが裁判のあれなんです。

実際に私が住民訴訟のやつで名前を入れたというのは、最初は1億円の入札でできた。それを不調になったから……

○議長（北川広人） 黒川議員、住民訴訟に名前が入っているんですか。

○8番（黒川美克） 住民訴訟は名前が入っていますよ。もうそれはあなた方も言っているじゃないですか。

○議長（北川広人） 監査請求でしょう。

○8番（黒川美克） 監査請求です、住民訴訟は違いますよ。

○議長（北川広人） 訴訟に名前が入っているんだったら、一切できませんよ。

○8番（黒川美克） 住民訴訟には名前は入っていません。失礼いたしました。

○議長（北川広人） 監査請求ですね。

○8番（黒川美克） 監査請求です。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） ちょっと情報公開に置き換えてお答えをしたいと思います。仮に情報公開請求があつて、市が裁判に出す答弁書を裁判で主張する前にその答弁内容について、仮に今情報公開請求があつたといいたしますと、それはまさに裁判という場で市が主張すべき当事者の市

に関わるものでございます。そういったことはいわゆる円滑な、裁判という正式な場を経ないで例えば第三者に伝わる、こういったことから一般的な情報公開に置き換えれば私どもは非公開情報というふうで判断をしておりますので、そのことを議会という公の場でお答えすることは非公開情報を公開することに等しくなりますので、そういった理由で御答弁は差し控えさせていただいているところでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それは法的な根拠じゃなくて、情報公開の中にこういったものとういっものはだめですよという列記されておるんでしょう。そういった中にそういったものは非公開にすることができるということが、それは書いてあるんですか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 争訟に関する事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものは、非公開情報とされております。争訟、まさに今裁判継続中のものでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それでは質問を変えさせていただきます。

負担金が適法である根拠と、請負契約でないという根拠を説明してください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 今御質問いただいた内容につきましては、まさに訴訟の争点というふうになっているというふうを考えておりますので、答弁のほうは差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 何でそういう答弁になるんですか。負担金が適法である根拠、請負契約でないという根拠、それが裁判で争われているんですか。僕は訴訟人じゃありませんので、その辺は分かっておりません。それじゃどういうふうな訴訟を提起されているのか、その訴訟の内容をお答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 全員協議会の中で御説明させていただきまして、争点につきまして私どものほうから説明をさせていただいたと思います。

まず1つは、最初の当初予算、こちらの処理をするときの予算額から今回処理を協定書上で処理をした内容とそれから市が委託をした内容との差額が、こちらについて裁判のほうで争点となっているということがまず1つ目。

2つ目といたしましては、議会の議決についての争点、そしてもう一つにつきましては契約に係る、負担金としてということの支出についての争点というふうを考えております。こういった

争点につきましては、裁判、司法の場で私どものほうとの対応の方針のほう、お話させていただくということになりますので、こちら、今回の議会の中でその対応方針について明らかにしていくということ、答弁は差し控えさせていただくというふうに思っております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 次の質問に移ります。令和元年12月定例会の私の一般質問の一部を朗読しますと、「平成31年6月26日に栗本建設工業（株）名古屋支店より、負担金の精算金額が1億6,070万4,000円、実績量が5,354.08トンで、協定書との差額が4,180万6,800円とのことですが、差額の内訳をお答えください」との質問に、こども未来部長は「この件に関しましては、住民監査請求の中で協定書と負担金の中身のことについて今調査をさせていただいているところなので、お答えのほうは差し控えさせていただきたいと思います」との答弁でしたが、住民監査請求の結果も出ていますので、差額の内訳をお答えください。調査結果についても併せてお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 実績額の確定についてということでございますけれども、大きくは運搬、それから処理量のところが、見込みとしては協定書上6,700トンと見込んでおりましたけれども、実績として5,354トンということで、こういったところの実績額の確定によるもの、それからそれ以外にも搬出とかに必要だった経費のところ、予定はしていたけれども実際には行わなかったもの、そういった項目のほうを精査し、実績額の確定をしたものでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 細かいことを聞いて申し訳ないですけども、今最終的な勤労青少年ホームのところの現場は、担当課は確認しておみえになりますよね。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 現場の状況は承知しております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） あそここのところにポケットパークがあって、ポケットパークのところのあずまやだとか花壇や何かを壊して、あそこから産廃の土砂を搬出するというので、ポケットパークの取り壊しだとかフェンスの撤去だとか、そういったものを全部工事の中に入っていますけれども、あそここのところは最終的にはフェンスは全部復旧させるような、そういう内容になっていたんじゃないんですか。いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） ただいまの質問につきましては、さきの議会で16番議員が同じ質問をされておりまして、管理者であるグループと協議をして、今の現状でということになっております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） そうすると、あそこのところはフェンスを全部復旧させるじゃなくて、トラ柵を置いてそのままであれで完成だと、そういう答弁でよろしいですか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 完成でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 当然、それじゃその分だけは減額されておみえになりますよね、いかがですか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほど申し上げたとおり、当初予定していたもので実際に行わなかったものについては、減額をしております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 後ほどまたお伺いさせていただきます。

令和元年12月定例会の私の一般質問の一部を朗読しますと、「企画部長は以前、通常に残土の中に一般的に我々が土木や下水工事のときに出てくるような瓦ガラやコンクリの破片、それかられんがだとか、いわゆる陶器のくず、そんな物が入っている中で、がれき類の換算係数というのは環境省で1.48というふうになっております。それに日本道路協会が出した土の重さ、これは通常ほぐした状態でバケツで空けたときは1.8という数字がございますので、それを事業者さん、いわゆる専門の業者さんにも相談しながら、じゃあ、ということで1.65という平均値の数字を出しております。その後、新しい土を掘り進むに当たって、中から大きなコンクリの塊だとか、やはり土の質の中身も砂質系の土じゃなくて粘性系の土、それからシルト分も多いような感じの土に変わってきておまして、そこの部分で業者さんと話をする中で、仮という形で2.0という換算係数というか比重の換算係数を使ったという経過がございますと答弁されておみえになりますが、最終的な掘削土量と中間処理した数量と、最終処分場へ処理した数量をお答えください」との質問に、こども未来部長は「負担金に係る部分につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、住民監査請求のところでありますので、答弁のほうは差し控えさせていただきたいと思っております」との答弁でしたが、住民監査請求の結果も出ていますので、最終的な掘削土量と中間処理した数量と、最終処分場へ処理した数量をお答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 令和元年12月定例会の中で、運搬処理の実績については5,354.08トンということでお答えをさせていただいております。最終処分場で処理した量、負担金の部分ですが、こちら最終処分場で処理した量は、把握はしておりません。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 中間処理した数量はどれだけですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） こちらにつきましても把握はしておりません。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） なぜ把握してみえないんですか、お答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） こちら協定書上につきましては、高浜市は排出業者からマニフェストの写しを提出していただくということになっております。マニフェストのほう確認させていただきまして、運搬処理の量の実績として5,354.08トンということで、私どもこちらのほうを実績というふうに考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） なかなか的を射た答弁がいただけませんので、次に移ります。

次に、青少年ホーム跡地活用事業建設発生土等の運搬及び処理等に関する費用精算額内訳について、確認をさせていただきます。この書類が、おたくのところから出していただいた、情報公開で私がいただいた負担金の精算のやつです。これについて私は不服申立てがしてありますけれども、これは数字が全部黒塗りになって分かりません。それで下のところの総額だけは分かります。それで、これに基づいて質問をさせていただきます。

この中で、廃棄物の積込み、これが2,675立方メートル、廃棄物の混じり土処理費5,354トン、これは先ほど答えていただいた数値と一緒にございます。それから廃棄物の混じり土運搬費5,354トン、これも同じでございます。廃棄物の混じり土場内移動720立方メートルとありますけれども、この数字の内容を教えてください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 720立米につきましては、市が直接排出事業者となって処理をする、それを場内で——過去の答弁でも当時のこども未来部長がお答えをしておりますけれども——搬出に備えて一部な部分を動かしたということでございますので、そこに係る費用でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 最後のところに、いつまでもあそこのところにシートをかぶって山にしてありましたけれども、その部分を栗本が動かした、そういうことでよろしいですか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 現場のほうを正常に保ちながら排出をしていくということで、当初積んであったところにまた民間事業者が土砂をこう、腹付けしたような形で、順次狭いヤードの中ですので、置いてまいりましたので、その部分をどけたりする中で720立米を、場所によっては動かさなければいけないということで、その部分の係る費用でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それ、産廃法にひっかからないんですか。別の業者が掘った土を別な業者が動かす、これは産廃法にひっかからないんですか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 例えば、一般的な建設工事、例えば建築などもそうですが、じゃ、人力で掘った土を違う人が手元でやったという話になれば、それは全部産廃法違反ということで議員おっしゃってみえるようですが、具体的に出た物をその場内の中で移動して、その工事を進めるなり業務を進めていくということは、私としては産廃法には抵触するものではないというふうな認識を持っております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） その答弁は、廃棄物対策課のほかのほうにも確認をされたわけでしょうか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 具体的に御相談行ったときには、その細かな手法のことまでは県のほうに指導を仰いだということではございません。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今のところ、きっちり廃棄物対策課のほうに確認をしてください。よろしいでしょうか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） おっしゃるように、どういう状況でどういうふうなものがいわゆる法令に違反をした形になるのかということところは、一度調査をした上でお答えをしたいと思います。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 次に、その明細書の中で、仮囲いが当初302メートルが130メートルに変更、交通指導員が当初82人が48人に変更、ポケットパークの撤去処分一式が計上されていますが、あずまやや花壇は取り壊しをされていません。先ほどのフェンスのほうも一部修復はされておられません。そういったもろもろのものを含めて、幾ら当初の契約より減額されているのか、その数字についてお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 2月1日付の協定におきましては、上限額を2億251万800円という協定を結ばせていただいております。先ほども申し上げましたが、実績のほうで1億6,070万4,000円ということになりますので、それを差し引いたものが差額ということになります。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） もうちょっと細かい数字を言ってくださいよ。

先ほど、おたくのほうからいただいた資料では全部黒塗りなんです。これが分かれば全部数字も出るわけですよ。何でこれが黒塗りなのか、その理由をお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 単価のところになりますけれども、これは栗本建設工業がそれぞれさまざまな業者のほうと契約をしているということで、民間同士の契約内容になるということで、法人情報に当たるということで単価に数量を乗じた金額のところを非公開にさせていただき、総額のところについて公開させていただいたということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） もう細かいことを聞いているというのは十分分かっておるんですね。結果、そういったきちとしたことを出してくれないもので、話がだんだん難しくなっていくって言うわけですので、何もやましいところがなければきちとこうやって答えてくださいよ。お願いいたします。

それでは次に移らせていただきます。勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理について確認をさせていただきます。

平成30年10月12日に、指名競争入札で8,950万円で落札されました業者がありましたが、業者より3年間の分割払いでは契約できないということで辞退があったと聞いておりますが、それでよろしいでしょうか、お答えください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） ただいまの御質問につきましては、これまでも同じ御質問を平成30年12月定例会、平成31年3月定例会、令和元年12月定例会の少なくとも3回はいただいていると記憶をいたしております。直近では令和元年12月定例会の一般質問でございました。私、そのときにお答えをいたしましたのは、「ただいまの御質問につきましては平成30年12月定例会でいただいております、そのときにお答えを申し上げたのは、落札業者がどのような理由で辞退をされたのか、これは相手方のあることでございます。相手方の内部的な事情、こういったものについては議会という公の場で回答することは差し控えさせていただきたいと考えております。そのときの答弁を踏襲してまいりたい」とお答え申し上げておりますので、今回もこれまでの答弁を踏襲してまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 想定どおりの答えでございますけれども、そういうところや何かというのはきちと、何で辞退したかと、そういったところや何かのあれというの、おたくのところや何かは指名停止までかけておるわけですよ。指名停止までかけているわけですから、その辺のところを答えたからといって相手方の業者に対して迷惑がかかるだとか、そういうことはないと思います。むしろ指名停止をかけたことのほうが問題であって、それで業者のほうは怒って新聞や何かにもリークしたわけですから、そういったことをもっときっちりと真摯に受け止めていただきたいと思います。

次に、平成30年7月30日に愛知県西三河県民事務所より、解体工事で発生した4,070立方メートルのうち、720立方メートルは高浜市が排出事業者として処分するように示されたと聞いていますが、どのような理由で言われたのかお答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 平成31年3月定例会総括質疑で答えさせていただいております。再度ということになります。再度のお答えをさせていただきます。

負担金の一部が委託料になったことについては、勤労青少年ホーム解体時の発生土等は、発掘業者もしくは市のどちらかが処理を行うように県からの御指摘があったため、その発生土については市が委託による処理を行っているものでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 栗本建設工業（株）名古屋支店とは負担金で契約されたが、この720立方メートルについてはさくら開発（株）ほか4社でしたか、と負担金でなく委託料で契約された理由をお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 解体工事部については、市が排出事業者となって対応していくということで、それぞれ運搬や処理の会社等と委託契約を締結したということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 委託契約のほうは、私、情報公開で業者の名前を聞いておりますのでいいですけれども、負担金で下請で入った業者は、委託契約した業者と同じ業者か、違うのかお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 栗本建設工業が委託した業者というのは複数ございまして、一部は市の委託した業者と同一でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 一部一緒だというのは、4社がそのまま全部入っているのか入っていないのか、お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、市が運搬を委託した業者、3社ございます。その3社と処理を委託した会社については、栗本建設工業が契約した会社の中にも含まれております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 確認させていただきますけれども、4社請負契約を結んでいると思うんですけれども、それは栗本建設の下請として入っているわけでよろしいでしょうか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 栗本建設工業が運搬を委託した会社、それから処理を委託した会社の中で、先ほども申し上げたように、市が委託した会社のところと重なっているところもございませぬ。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） さくら開発（株）と随意契約を行って早急な処分が必要であることから、栗本建設（株）名古屋支店の協力会社でさくら開発が処分しているということから、積込みのための重機があるという理由で委託契約を結ぶという説明があったと思いますが、さくら開発（株）との随契理由について、再度お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今議員の御質問の中で、ちょっとさくら開発が処分というお話がございましたが、さくら開発については積込み業務を委託しているということでございます。発生土の場外搬出については3月末までに終える必要があるということで、栗本建設工業が排出事業者となって処理する発生土について、さくら開発のほうが行っており、既に重機も現場に配備しているということで、作業調整なども円滑に処理できるということで、1社随意契約を行ったものでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今さくら開発との随意契約の理由は、今答えていただきましたけれども、建設業者がさくら開発株式会社と下請をしていて、その重機があったことを理由として随意契約を行ったと、そういった答弁だと思いますけれども、情報公開請求をした施工計画書には、さくら開発株式会社は処分業者としての記載がされていないことと、重機を必要とする工事での記載がなく、さくら開発株式会社の重機の写真もなく、顧問というような工事に直接関わっていないという印象を受けたのですが、コパンから市に提出された施工計画書に記載のあるさくら開発株式会社の工事内容を説明してください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今議員から御質問いただいた、ちょっと施工計画書というものが手元にございませぬ。どのような記載があるのかは分かりませぬけれども。

あと、済みませぬ、さくら開発については処分業者ではなくて、積込み業者ということでございますので、御理解のほうをお願いいたしたいと思ひます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） なかなか的を射た答弁を頂けませんので、次に移らせていただきます。

今からはその細かい具体的な内容について質問をさせていただきます。

令和元年5月31日までに委託料として720立米を3,597万7,000円を支払ったことは間違いありませんか、お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今御質問の中で、委託料で720立米というお話でございましたので、市の委託契約として運搬と処理と積込みの業務を委託した金額の実績ということでお答えをさせていただきますが、3,597万6,854円でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 丁寧に答えていただいております。

また、くどいようですけれども、720立方メートルを委託料とした法的根拠をお答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、負担金の一部が委託料になったことについては、県からの御指摘があったということですので、勤労青少年ホーム解体時の発生土等については、発掘業者もしくは市のどちらかが処理を行うようにという御指摘でありましたので、市が委託による処理を行ったというものでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 栗本建設工業（株）名古屋支店と負担金で契約された法的根拠を教えてください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） ただいまの質問の、負担金で、協定書で締結したものについての根拠ということでございますが、こちらにつきましては裁判において争点とされておりますので、この場での答弁のほうは差し控えさせていただきます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 続きまして、令和元年7月31日までに負担金として2,675立方メートルを、1億6,070万4,000円を支払ったことは間違いありませんか、お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 負担金の支払いの実績額ということで先ほども答弁をさせていただきましたが、1億6,070万4,000円でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 次の質問に移らせていただきます。同一の工事でありながら、なぜ負担金と委託料に分けなければいけなかったのか、その理由を明確に教えてください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） まず、委託にしたことにつきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、勤労青少年ホーム解体時に発生したものであるということで、県から市もしくは発掘業者のどちらかで処理をするということで、御指摘があったため行われたものということでございます。負担金と委託料に分けたというところはそういうところでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 負担金と委託料に分けたところがよく分からないんですけれども。

結果さあ、委託料は随意契約でやっておるわけじゃないですか。負担金は栗本建設工業と負担金でやっておって、いわゆる請負契約じゃないわけじゃないですか。今からちょっと質問させていただきますけれども、そのために次のような問題が起きてくるわけです。

じゃ、次の質問に移らせていただきます。

負担金で支払った約1億6,000万円、これを掘削土量、排出土量ですね、2,675立方メートルで割ると1立方メートル当たり6万円、委託料で支払った約3,600万円を720立方メートルで割ると1立方メートル当たり約5万円。同一敷地での処分であり、720立方メートルの委託契約の契約者は栗本建設工業（株）名古屋支店の関連業者であるという理由で、随意契約を結んでいるという説明がありましたが、なぜ負担金と委託料の差が1万円もあるのか。栗本建設工業（株）名古屋支店には、1立米当たり1万円、金額では2,675万円も高い費用を支払うのか。市が委託契約でさくら開発（株）ほかの業者と契約すれば2,675万円安く随意契約ができたのではないかと思います。その理由を明確にお答えください。

○議長（北川広人） 答弁願います。

文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほど議員のほうで、負担金のほうの精算額の一覧表のほうを持ってみえたかと思えますけれども、負担金のほうは単に運搬や処理費だけではなく、仮囲いの設置費用等々、そういった費用も含まれておりますので、単純に割り返して比較ができるものではないというふうに考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） その辺のところは分かっております。そうすると、2,675万円高いわけですが、その中で仮設費としてかかったあずまやの取り壊しだとか、そういったものもかかっているわけですよ。そういった附帯設備や何かが入っていることは分かっているんですけれども、その附帯設備の金額が1,000万円以上になるんですか、お答えください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、文化スポーツのリーダーが答弁した内容と同じなんですけれども、やはり先ほど言いました車路を造って、そしてその橋の準備を全てするのは負担金の中でやっただけで、それで、先ほども言いましたけれども、うちは720立米につきましては積込み業者とそこから搬路、いわゆる運搬料と最終という処分場へ持って行く処理費と、そういうものを市が委託をしたという御説明は、何度もしております。

金額的に高いからそれはどこにお金を使っているんだということですが、確かにその附帯的な設備も関連をしますけれども、事業をやっていく中で当然ながらマニフェストを切るなり

そこに関わる諸経費もございますので、そういったもろもろのものが今の差額でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） もっときちっとした答弁をしてくださいよ。簡単な話なんですよ。あなたは、いいですか、企画部長は以前、またこの話をするというと嫌な顔をするかもしれませんけれども、いいですか、最初720の土を、最初は650ですけども、650の土を掘りました。それを山にして測量したら720立米になりました、こういった答弁をしておみえになりましたね、違いますか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） おっしゃるとおりでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） もう一つ、それが5万円と6万円になった大きな違いを申し上げます。いいですか、720立米を出した土の換算係数は1.87です。それで2,675立米、これを出した換算係数は2です。なぜ同じところで出た土地で1.87と2.0の違いがあるのか、その理屈も申し上げます。750は測量しています、2,675は測量しておりません。だから最初の設計どおりの2を使っているんですよ。その差額がここに表れておるんです。後からしっかり計算してみてください、すぐ出ますから。それで、そういったことが分かっているなければ5万円と6万円、その差が今言ったみたいに仮設費で金がかかっているだとか、そんなめっちゃくちゃな答弁やめてくださいよ。実際に仮設費でかかったのはそれじゃ幾らかかっているんですか、1回答えてくださいよ。1,000万円超えておるんですか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、単価のところについては民民の契約内容になるということで、お答えのほうは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） もっと真摯に答えてくださいよ。

次に、また繰り返しになりますけれども、企画部長は以前、「通常の残土の中に一般的に我々が土木や下水工事のときに出てくるような瓦ガラやコンクリートの破片、それかられんがだとかいわゆる陶器のくず、そんな物が入っている中で、瓦礫類の換算係数というのは環境省で1.48というふうになっております。それに日本道路協会が出した土の重さ、これは通常ほぐした状態でバケツで空けたときは1.8という数字がございますので、それを事業者さん、いわゆる専門の業者さんにも相談しながら、じゃ、ということで1.65という平均値の数字を出しております。その後、新しい土を掘り進むに当たって中から大きなコンクリートの塊だとか、やはり土の中身も砂質系の土じゃなく粘性系の土、それからシルト分も多いような感じの土に変わってきておりま

して、その部分が業者さんと話をする中で、仮という形で2.0という換算係数というか比重の換算係数を使ったという経過がございます」と答弁しておみえになりますが、この答弁とは整合性が取れないんじゃないですか、お答えください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、以前に私がお答えした部分を御紹介いただきましたけれども、特別おかしいというふうに思っていないくて、いわゆる物の比重というのはいろんな状況によっても非常に変わります。そこで環境省のほうもスタイルによって、砂質土はどれぐらい、例えばコンクリートはどれぐらいというふうに比重を、いわゆる体積を重さにする目安のもので、それを私としては専門の業者さんと御相談をしながら、状況も見ながら、すごくコンクリの塊、いわゆる昔の集水ますの物そのものだとか、例えばヒューム管だとかそういうものが出てまいりましたので、そういったことを踏まえながらコンクリの比重というのはたしか2.35ぐらいだと思いますけれども、そういったものを踏まえて、土の状態も当初の土じゃなくていわゆる粘性系、いわゆるバケットで掘るとそこにべちゃっと着いてしまうような、含水量も高いような土でしたのでそういうふうに2.0というのを使っておるということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 余りやっておっても時間がなくなりますので、次の質問に移らせていただきます。

31年第1回の臨時議会の中で、こども未来部長は、「今回の処理方法は発生土等を中間処理施設において分別処理し、原料として使用できないものは最終処分に出すが、発生土の主な内訳が瓦やれんがであることから、原料として再生利用可能なものについてはセメント原料として焼却、焼成処理を行います」と答弁されていますが、どのように処分されたのかお答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） どのように処分されたのかという御質問の内容がよく、どういった答弁をさせていただくべきかというのは判断しかねますが、今おっしゃられたとおり、原料として使用できないものについては最終処分に出すと、また発生土の主な内訳の中の瓦やれんがについてはセメントの原料として使う焼成処理等が行えるということで、そういったものにしていくということで答弁させていただいております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 済みません。中間処理をしたいいわゆるセメントの原料として使った分がどれだけ、それで中間処理ができなくて最終処分場へ持っていった数字がどれだけ、その数字をお答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） こちら、今の質問、負担金というお話で答弁させていただくの

であれば、私どものほうとしてはそちらは把握しておりません。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 何で把握していないんですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 先ほど私、答弁させていただきましたが、負担金の協定書上については、高浜市は排出事業者からマニフェストの写しを提出いただくことになっておりまして、こちらマニフェスト、1次マニフェストの写しはそのような内訳については書いていないというところでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それはこれ、協定書の内容には違反しないわけですね。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 協定書上にはマニフェストの提出をいただくこととなっております。排出事業者が廃棄物の処理が適正に処理されたかを確認しなければならないということになっております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それでちゃんとチェックしなければいけないんじゃないんですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 負担金事業の排出事業者につきましては、高浜市ではないというところでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 言っておることがよう分かりませんが、そんなの当たり前じゃないですか。排出事業者は栗本ですから。けれども、栗本にお金を払っているんですよ、栗本にお金を払っているのに何でその内容についてチェックしなくてもいいという話になるんですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 先ほど来答弁させていただいておりますが、排出事業者は廃棄物の処理が適正に処理されたかを確認しなければならないと、協定書上に明記しております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） されとるんでしょう。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 高浜市は排出事業者ではございません。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 高浜市は排出事業者じゃないということは分かっていますよ。だから栗本に出したんですから。けれども高浜市として、1億何ぼ金を払っておるんですよ。それが全然そ

ういったこともなくて、ただ一概に1億6,000万円金を払ってもらったから、その分だけを、払ったで済んだというそういう責任逃れでよろしいんですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 先ほど来、答弁の繰り返しとなりますが、協定書上に明記されておるのは、排出事業者が廃棄物の処理が適正に処理されたかを確認しなければならないということになっております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 最初からきちっと答弁する気はないようですので、次の質問に移ります。

平成30年第4回臨時会の中で配付された資料では、この資料が青少年ホーム跡地活用事業に係る建設の発生土等の処理についてということで、出していただいた数字でございますけれども、これを朗読いたしますと、「産業廃棄物収集運搬処分全量を最終処分場に搬出した場合、立米4万円。全量を中間処理施設に分別処理した場合、分別処理は立米当たり積み込み、運搬、仮置き、養生、分別処理含めて2万3,045円」。こういった資料をいただいております。一番最初の指名競争入札では約1億円ぐらいだったので、大体約3万円ぐらいですね、1立米当たり。次の資料では今申し上げたように、最終処分場へ4万円、最終的には先ほど説明しましたように、負担金では6万円、委託金では5万円。どうしてこのような数字が変遷してきたのか、その理由をお答えください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今申されました、平成30年のときの第4回の臨時会でしたが、そこでお出しさせていただいておりますのは、その当時出てきた720立米の土の状況を見ながら、金額的に、まだそのとき全く掘っておりませんので、そういった部分で内容として瓦れきである、発生土の中に瓦れきが混じった、そういった土であろうというようなことで、その部分は当時単価を、お出しさせていただいたのはいわゆる事業の設計単価と言われる単価でございますので、その部分はそういった形で出させていただいておりますということでございます。その後、排出というのか土の発生の状況が私、以前の答弁でたしか「総体的に」という言葉を使っております。全体の部分を見たときに総体の中では瓦れき、いわゆるれんがのガラだとか瓦の破片、それからコンクリの塊ですね、そういったものが多くあったわけですが、その後様々な物、いわゆるプラスチック類でございましたとか、中には木片、金属類等も散見をされるようになってまいりました。そういったところを踏まえて今、御質問の中でおっしゃいました単価が上がっていったという部分になると思います。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 時間もありませんので次の質問に移らせていただきます。

令和元年9月4日の私の一般質問の答弁で、文化スポーツグループリーダーは、随意契約の理

由は地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号と答えていますが、地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号というのは不動産の買入れまたは借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造修理、加工または納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約で、その性質または目的が競争入札に適しないものをするときと規定されておりますが、この条項でよろしかったのでしょうか、お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 市が運搬処理を委託した契約についての御質問かと思えますけれども、施行令の第2号を適用させていただいております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 済みません、よく聞こえませんでしたので、再度伺います。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 市の運搬委託契約、それから処理委託契約につきましては、地方自治法施行令の第2号を根拠ということで対応しております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 細かいことを言うようですけども、第2号というのは不動産の買入れまたは借入れ、その性質または目的が競争入札に適しない。これでいいんですか、本当に。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 施行令の規定としては議員おっしゃった規定になります。私どもとしては随意契約のガイドラインというのがございますので、そういったものとも照らし合わせながらこの条項が適当であるというふうに考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） いわゆるガイドラインといたしますのか、私も持っておるんですけども、私のやつには地方公共団体の入札契約制度の概要ということで、随意契約についてということで、随意契約によりやることができる要件としては全部で9つあると。それで、その9つのうちの今言われた2号というのは、契約の性質・目的が競争入札に適しない契約をするとき、これだということをおみえになるんですけども、実際に私どものほうに言ってみえるのは、いわゆる入札する時間がない、そういったことでむしろ僕は前のときにも質問しておるんですけども、第5号で緊急の必要により競争入札に付することができないという、これじゃないのかということをおみえになっておるんですけども、今の話では2号ということをおみえになりますので、あくまでも2号で5号ではないと、そういう答弁でよろしいでしょうか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 私ども、随意契約を行うに当たって、随意契約理由書というものをまとめて、ガイドラインを適用するかどうか、施行令の根拠規定はどの項に該当するのか、

そういったことをチェックしていますけれども、その中でも2号の適用をさせていただいております。

○議長（北川広人） 黒川議員、残り3分です。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 分かりました。

栗本建設工業（株）名古屋支店が負担金で処分した分の積込み、この数字と、委託料で支払った積込み費、この金額が同額かどうかお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほどの答弁と少し繰り返しになりますけれども、栗本建設工業が契約した金額というところについてのことはお答えすることができませんので、よろしくお願ひします。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それじゃ委託料、答えてください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 市が委託をした積込み業務の委託の支払い額でございますけれども、135万8,640円でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） これはさくら開発でやっていますので、栗本建設の下請もさくら開発ですので、同じことですね。だからそれが答えられないというのは僕はおかしいと思いますけれども。再度お伺ひします、答えてください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 栗本建設工業がさくら開発に委託した内容というものを承知しておりませんので、そのところはお答えを差し控させていただきます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 時間がありませんので、これ以上しておってもあれですので。

最後1点、市のほうに要請をさせていただきたいと思ひます。

高浜市のほうは、毎日条例で高浜市行政行動規範なるものを唱和しておみえになります。ちょっと一部朗読させていただきますと、「私たちは全ての市民をお客様と意識し、相互の公平公正かつ透明な関係を維持します」。あとほかにも、意思の伝達だとか信頼だとか法令順守だとか、危機管理だとか、そういったものが載っておりますけれども、このとおりきちっと毎日、毎日唱和をしておるわけですよ。そういった唱和をしておきながら、今までの答弁のような回答になるというのは、私は非常に情けないと思ひます。ちゃんとこういったものがあるんですから、こういったものをきちっと皆さん方に徹底をさせていただいて、きちっとした答弁ができるようお願い

いをしたいと思います。これで終わります。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は13時30分。

午後0時36分休憩

午後1時30分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、岡田公作議員。一つ、地域の産業振興について。以上、1問についての質問を許します。

5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） 皆さん、こんにちは。

議長からの発言の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

昨年の10月に三河西地協より、働くことを軸とする安心安全社会実現のための重点要望書を提出させていただきました。各部署での御対応ありがとうございました。

その中の項目で、今回は産業・雇用政策について御質問させていただきます。

まず、要望書を作成したときの基本的な考え方と背景等を御説明させていただきます。景気判断につきましては、要望書作成時とは背景が異なっております。

日本経済は、2018年度実質GDP成長率は1.9%と、自然災害等の一時的な影響を除けば、消費や設備投資など内需を中心にした緩やかな成長が続いています。有効求人倍率や完全失業率といった雇用指標も良好な水準で推移していますが、経済の先行きに対する不安や社会保障制度などに対する不安が解消できないこと、また格差是正もまだ緒に就いたばかりであり、働く者、生活者が景気回復を実感するまでには到底至っていません。国内の雇用環境は、有効求人倍率や完全失業率において改善が図られているものの、非正規労働者の割合は37.3%と依然として不安定雇用は解消されていません。

日本の将来における人口減少は、愛知県にとっても重要な課題であり、今後も労働力人口の減少が加速し、超少子高齢化が急速かつ長期的に進行していきます。また、人口減少と超少子高齢化に加えて、人工知能、IoTをはじめとした第4次産業革命といわれる技術革新が一層進められ、我が国の社会構造や働き方は大きな変革期を迎えようとしています。

このような中、働く者が引き続き能力を最大限発揮しながら、希望を持って安心して暮らしていける社会をつくり上げていくことが急務となっています。

弊会は、このような社会、経済における情勢を受け、働くことを軸とした安心社会の実現を目指すべき社会像と位置づけ、地域経済を持続的に発展させ、経済の活性化を図っていくため、雇用、将来不安を払拭し、雇用労働者の約7割を占める中小企業で働く仲間、そして非正規労働者の底上げ・底支え、格差是正を進めるなど、働く者、生活者の立場からの政策実現に全力で取組

を展開していきます。つきましては、働く者、生活者が安全で安心して生活を営むことができ、働くことを軸とする安心社会の実現を目指しますという内容になっています。

直近の景気判断ですが、東海財務局が1月末に発表した経済情勢報告では、総括判断を「拡大の動きに一服感が見られる」としました。前回の昨年10月まで2年間維持した「緩やかに拡大している」からの引き下げで、下方修正は7年ぶりとなっています。また、新型肺炎の影響でますます不透明感が増している状況です。

あいち産業労働ビジョンの中の項目で、「地域を支える中小・小規模企業を核として、商店街、地場産業といった地域密着産業の振興を図ることで、地域力をより強化し、地域創生に資する」という内容があります。また、8つの施策の柱1では、中小・小規模企業の企業力強化とあります。働く場の確保、拡大は市にとっても重要な課題だと認識しています。

一方、高浜市では県内の市町村に先立ち、平成24年9月に高浜市産業振興条例が制定されています。これは他市に先駆けて制定された条例だと伺っております。

条例を確認したところ、第3条の基本理念として、「地域産業の振興は、事業者の自主的な努力及び創意工夫を尊重し、市の地域特性に適した産業振興のための施策を、市、事業者、産業経済団体、地域における諸団体及び市民が協働して行うことを基本理念とする」としています。そして、第5条で市の責務、第6条で事業者の責務、第7条で産業経済団体の責務を規定しております。

高浜市の産業振興施策は、市、事業者、産業経済団体の3つが連携して実施されるものとしていることから、今回は市と産業経済団体の一つである高浜市商工会の活動についてお伺いしたいと思います。

それでは、地域の産業振興についてお伺いいたします。

愛知県の補助金制度を利用した産業空洞化対策減税基金について、中小企業への財政支援について、中小企業への創業支援についての概要、過去の実績、成果、今後の課題等をお聞かせください。あわせて、昨年12月にかわら美術館でハローワーク刈谷が主催となり高浜市商工会共催にて単独初開催となった、たかはま就職フェアについて、開催内容、狙いと目的、参加企業の反応、参加者の反応、成果、今後の取組についてお聞かせください。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） それでは、岡田公作議員の地域の産業振興について、まず、（1）産業空洞化対策減税基金についてお答えいたします。

愛知県では、平成23年度に、喫緊の課題である産業空洞化に対応するため、法人県民税減税を代替する措置として、毎年度、その10%に相当する50億円程度を基金に積み立て、これを原資として、企業立地、研究開発、実証実験を支援する産業空洞化対策減税基金が創設されました。

この産業空洞化対策減税基金を活用した支援制度としては、3種類ございます。1つ目は、高

度先端分野における大規模な工場、研究所の投資案件を支援する21世紀高度先端産業立地補助金。2つ目は、工場等が立地する市町村と連携して、県内における再投資の支援やサプライチェーンの中核をなす分野や成長産業分野において、小さくてもきらりと光る投資案件を支援する新あいち創造産業立地補助金のAタイプ及びBタイプ。3つ目は、成長が期待される分野において、企業等が行う研究開発や実証実験を支援する新あいち創造研究開発補助金。これらの3つの支援制度が、減税基金の創設に伴い、平成24年度よりスタートされました。

本市では、その頃、市内の企業が海外または市外に工場を建設するなど、他地区への設備投資が相次いでいたことから、愛知県の2つ目の支援制度である新あいち創造産業立地補助金のAタイプの受け皿となる高浜市企業再投資促進補助制度を平成25年度に創設し、愛知県とともに、長年にわたり本市の地域経済、雇用の基盤を支えてきた企業の流出の防止、雇用の維持拡大及び経営基盤の強化を図ってきたところでございます。

それでは、産業空洞化対策減税基金の関連制度の受け皿として創設した高浜市企業再投資促進補助制度の概要、過去の実績、成果、今後の課題等についてお答えいたします。

まず、概要としては、市内で長年操業する一定の要件を満たす製造業を営む企業に対して、流出防止を図る目的として、設備投資した工場の建設費用や工場内に設置する製造ライン等の機械設備の取得費用に対して、大企業には3%以内、中小企業には6%以内の金額が補助できることとなっております。なお、中小企業への補助の場合は、補助金交付後、愛知県から市が企業に交付した金額に対し2分の1に相当する補助金が交付されることとなっております。

次に、実績であります。これまで8社の企業に対して補助金を交付いたしました。交付した企業としては、主に自動車部品関連製造業や機械工具製造業を営む企業で、交付額の合計としては、約2億7,700万円となります。なお、交付後に愛知県から2分の1の補助金の交付を受けていることから、実質の交付額は約1億3,900万円となります。

次に、成果であります。本制度を促したことにより、8社の設備投資額の合計約53億2,200万円の流出防止につながったことや、約370人の高浜市民の雇用が維持、拡大されたことが成果であります。

次に、今後の課題等であります。今後の企業を取り巻く環境の変化や企業ニーズを踏まえ、今後、愛知県と状況に応じた協議が必要であると考えております。

いずれにいたしましても、本制度は、産業空洞化の抑止、雇用の維持拡大、企業の経営基盤の強化に効果的な制度であり、今後も愛知県と連携しながら、本制度の普及、活用を促してまいりたいと考えております。

次に、(2)中小企業への財政支援についてお答えいたします。

まず、市の施策といたしましては、中小企業者が必要とする資金の調達を円滑にするため、愛知県の小規模企業等振興資金融資制度を活用するための運用資金として、愛知県と協調して預託

を行っております。市内の8金融機関に対して本市は無利子で預託をしており、令和元年度では、本市は7,000万円の預託を行い、愛知県は2倍の1億4,000万円の預託を行っております。融資目標額は、市・県預託額の2倍の4億2,000万円としております。また、愛知県は、借り入れる企業は愛知県信用保証協会による信用保証を要することとしております。

平成30年度の協調融資の実績といたしましては3億350万円となっており、金融機関との取引の薄い中小規模の商工業者が必要とする資金の円滑な融資を受けるための一助となっております。なお、預託金は年度当初に預け入れ、年度末に回収をしております。

次に、中小企業が愛知県の小規模企業等振興資金融資制度を利用する際の条件としている愛知県信用保証協会による信用保証を活用した場合の保証料の補助を行っております。対象は、市内に事業所または店舗を有し、愛知県小規模企業等振興資金融資制度または愛知県経済環境適応資金融資制度による保証協会の信用保証を受けた者であって、金融機関からの融資を受けた者を対象としております。

愛知県小規模企業等振興資金融資制度による保証協会の信用保証を受けた者に対して、補助額は保証料の10%とし、運転資金の融資を受けた者は20万円、設備資金の融資を受けた者は60万円、運転資金と設備資金の併用による融資を受けた者は、それぞれの資金が占める割合により補助額を算定し、運転資金の部分については20万円、設備資金の部分については60万円を限度として補助するものでございます。

また、愛知県経済環境適応資金融資制度による保証協会の信用保証を受けた者は、補助額は保証料の10%とし、運転資金の融資を受けた者は10万円、設備資金の融資を受けた者は30万円、運転資金と設備資金の併用による融資を受けた者は、それぞれの資金が占める割合により補助額を算定し、運転資金の部分については10万円、設備資金の部分については30万円を限度として補助するものでございます。

平成30年度は対象者109件、金額は1,158万6,200円となっております。

次に、小規模事業者の経営改善を促進するため、株式会社日本政策金融公庫が貸し付けた小規模事業者経営改善資金に係る利子補給を行っております。対象者は、高浜市商工会の推薦により3年以上の資金の融資を受けた者で、利子の補給期間は、融資を受けた日から3年間、各年ごとの利息の30%以内の額となります。平成30年度は14件の18万5,600円の補助をしております。

次に、商店街活性化に伴う補助及び利子補給では、商店街活性化事業として、創業支援資金利子補給金、商業用店舗等整備資金利子補給金、高浜商店振興会活性化事業費補助金、空き店舗活用創業支援事業補助金がございます。

創業支援資金利子補給金とは、高浜市と高浜市商工会が共同で創設した高浜市創業支援資金融資制度に基づく融資を市内金融機関から受けた者に対して、融資金額の利子の3分の1以内の額を補助する制度でございます。

商業用店舗等整備資金利子補給金とは、商業用店舗の新築、増築または改築、店舗用の駐車場の整備、店舗設備及び新規開業に必要な設備の整備などに対して、愛知県小規模企業等振興資金融資制度または愛知県経済環境適応資金融資制度に基づき、3年以上融資を受けた者に対して、融資金額の利子の30%以内の額を補助する制度でございます。

高浜商店振興会活性化事業費補助金とは、高浜商店振興会が商店街活性化のために取り組む事業に対して補助を行うもので、愛知県から市に支出されるげんき商店街推進事業費補助金を上乘せして、高浜市から高浜市商工会が事務局をしております高浜商店振興会に事業費の3分の2を補助するものでございます。過去には、平成29年度に新ポイントカードの印刷を実施し、あわせて、ストリート看板を活用した商店のクイズラリーを12月10日から24日までの2週間実施し、294名が参加しております。事業費202万2,853円に対して、市60万円、県60万円、合わせて120万円の補助を行っております。

空き店舗活用創業支援事業補助金は、空き店舗を解消し創業者を支援するため、空き店舗を活用し事業を開始しようとする者に対して、賃借料のうち2分の1以内、月額5万円を限度とする補助を行う賃借料補助金と、空き店舗の改装費のうち5分の1以内、20万円を限度とする補助を行う改修工事費補助金でございます。平成30年度は賃借料補助を2件、18万2,000円補助しております。

続きまして、中小企業への経営指導活動への支援といたしまして、経営近代化支援事業がございます。

中小企業への財政支援といたしましては、中小企業退職金共済制度加入促進補助金がございます。これは、中小企業退職金共済制度に新規加入をした事業者に対して、1人当たり12月分の掛金額の10分の1以内、1万円を限度とし補助をするものでございます。平成30年度の実績はございませんが、平成29年度は2件ございました。

次に、市の財政支援と連携して活動をしている高浜市商工会の活動を御紹介いたします。

高浜市商工会は、既に事業を実施している事業者に対して経営の向上を図るための支援として、国に申請をした経営発達支援計画に基づき、特に小規模事業者の支援を実施されており、高浜市内の事業者の困り事、ニーズを把握するための事業者実態調査を実施されております。そして、年間を通じて大きく3点の事業者への支援を実施されております。

1点目は、国や県、高浜市の事業者向け施策の紹介、愛知県経営革新計画や高浜市の先端性設備導入計画などの手続方法、事業計画書作成に関するアドバイスでございます。

2点目は、日本政策金融公庫融資計画や愛知県融資制度に関する融資計画に関する作成、申請支援など、金融サポートとして事業者の希望に合わせた融資の紹介、書類作成の手伝いを実施されております。

3点目として、ものづくり補助金や商店街活性化関係補助金、高浜市空き店舗補助金など、国

や県、高浜市の事業者向け補助金の申請書類に関するアドバイス、補助金交付決定後のサポートでございます。

国や愛知県、高浜市の補助金の申請、融資に係る計画など、事業計画書の作成は過去5年間で312件作成しており、年間50件以上、多い年では80件を作成していると伺っております。

今後の課題といたしましては、1つ目は、補助金、助成金のメニューが国・県・市と多岐にわたることでございます。

商工会と金融機関がサポート機関として認識されており、商工会も情報の一元化をなされておりますが、どんな補助金や助成金があるのか分からないと悩まれている事業者は商工会員でも4割ほどいるため、今後は、各事業者への情報提供をいかに行っていくかが課題であると伺っております。

2つ目として、事業者からの財政支援の相談について、最終的に金融機関へつなげるかが課題であると伺っております。

現在、本市では、高浜市と高浜市商工会、市内金融機関の碧海信用金庫、岡崎信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合との高浜市内金融機関実務担当者会議を年に1回開催しております。市からは各種補助制度の紹介、制度変更の情報提供や、商工会からは創業支援制度の説明、金融機関からは市内事業者の実情などの意見交換を行う会議で、県内でも実施されている例は少ないと聞いております。

今後はこのネットワークを強化し、関係機関との連携を密にして課題を解決していきたいと考えております。

次に、(3) 中小企業への創業支援についてお答えいたします。

まず、市の施策といたしましては、平成25年度から平成30年度まで実施したコミュニティ・ビジネス創業支援事業がございます。

この事業は、市民が主体となって、地域の身近な課題を地域の人材、産業、伝統的な技術、知識や既存施設などを生かしながら、ビジネスの手法を用いて解決することを目的としております。平成30年度までに計4団体に個別指導、運営指導などを行い、創業支援いたしました。

平成26年度末に法人化した2団体が事業の軌道に乗るまで、初めての決算に対するアドバイスや事業を進める上での経営上の問題などについて、伴走型の支援を3年間行い、あわせて、新たに創業を希望する創業希望者1名の支援と高浜高校生のSBP活動の支援を平成28年度から行っております。残念ながら、創業希望者については創業に至らず、SBP活動については新たな事業として発足したことから、コミュニティ・ビジネス創業支援事業は平成30年度を最後に事業を終えております。

次に、国と市、市内金融機関の碧海信用金庫、岡崎信用金庫、愛知県中央信用組合、西尾信用金庫及び高浜市商工会と連携をした創業支援策として、高浜市における創業支援に関する協定が

ございます。

これは、経済産業省の認定を得て、高浜市と高浜市商工会、市内の岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合が創業に対して連携して、創業希望者、創業者に対して窓口相談や事業企画策定支援、資金調達支援を行うことで、創業支援の取組強化及び創業希望者に対する支援策の効果的な情報発信を行うことで、市内での創業者を増やす取組でございます。

創業から創業後までのサポート体制としては、相談者の求めるビジネスプランについてのターゲット市場の見つけ方、ビジネスモデルの構築、売れる商品、サービスの作り方、適正な価格設定と効果的な販売について、高浜市商工会が伴走型の支援を行い、資金計画及び資金調達は高浜市、高浜市商工会、市内金融機関が共同でサポートいたします。その後、事業計画の作成、許認可手続を高浜市商工会のサポートを受けることで創業し、創業後も高浜市商工会のフォローを受けながら経営改善をしていく流れとなっております。実績といたしましては、平成27年度から平成30年度の間で39人が創業相談し、実際に創業した人数は25人となっております。

次に、高浜市商工会が行っている創業支援について御紹介させていただきます。

先ほど御説明いたしました高浜市における創業支援に関する協定に基づき、伴走型で実施する創業支援に加え、5つの創業支援を実施されております。

1点目として、国などの補助金申請の支援として、創業補助金の書類申請に関するアドバイス、補助金交付決定後のサポートを実施されており、毎年1件から3件の創業補助金申請による採択を受けていると聞き及んでおります。

2点目として、金融サポートがございます。高浜市創業支援資金及び利子補給の実施や、創業者の希望に合わせた融資の紹介、書類作成の支援でございます。

高浜市創業支援資金とは、高浜市内で創業を計画している方、または高浜市内で創業し3年以内の法人または個人の方で、高浜市商工会の指導を継続的に受けられる方を対象に、民間金融機関の碧海信用金庫、岡崎信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合と協力し、事業用の運転資金、設備資金の調達のサポートを実施されております。融資金額は最高500万円かつ必要資金の70%以内で、期間は5年以内、金利は3%の固定金利で、高浜市商工会や高浜市からの利子補給制度を併用可能とし、担保は無担保扱いの制度となります。

次に、高浜市商工会への創業相談件数でございますが、過去5年間で延べ件数109件、融資実行件数は年に1件から3件、融資実行額は平成30年3月末現在で累計1億9,860万円、利子補給を受けた事業者数は年に5件から8件いると伺っております。融資を行った対象業種は、自動車小売業、瓦製造業や工作機械製造業など製造業も多いと伺っております。

3点目として、高浜市空き店舗活用補助金のあっせんを含むアドバイスがございます。

高浜市商工会会員で、高浜市創業支援資金融資制度に基づく融資を受けた者、または高浜市商工会主催の創業支援セミナー、たかはま経営塾の受講を終了した者で、高浜市商工会長の推薦を

受けた者を対象としております。補助率及び補助限度額については、先ほど説明させていただきましたので割愛させていただきます。

4点目として、経営知識のサポートとして、たかはま経営塾の開催がございます。

高浜市内でビジネスを始めたい方、興味のある方、経営知識を習得したい経営者、事業を引き継ぐ際に経営力の発揮をしたい後継者の方々を対象としており、会計の基礎知識や開業に関する基礎知識、販路拡大や人材育成のポイント、経営、財務などビジネスプラン作成のポイントなどをカリキュラムとして実施されております。平成14年度から令和元年度まで、合計291名が受講したと伺っております。

そして、最後に5点目として、創業以降の事務手続、帳簿の記帳や税務へのアドバイスなどを実施されております。

今後の課題につきましては、創業後のフォローアップの充実がございます。

経済産業省の2006年版中小企業白書に個人事業所の起業後の企業生存率がございます。これによりますと、個人事業主の起業開始から1年目の生存率は62.3%、2年目は75.9%、3年目は79.5%とされており、起業した事業者が3年後に残っている割合は、起業直後を100%とした場合、37.5%とされております。

商工会は、この課題を解決するために伴走型の小規模事業者支援を実施されており、商工会の会員となった起業者の生存率は、3年目を経過しても8割ほどと高い割合でございます。しかし、商工会は創業フォローアップの充実として、創業後3年未満の事業者に重点を置き、記帳、労務、金融支援を優先的に実施されるなど、さらに生存率を高めていく取組を検討していると聞き及んでおります。

次に、(4) たかはま就職フェアについてお答えいたします。

たかはま就職フェアは、ハローワーク刈谷が主催し、高浜市商工会が共催、本市が協力して今年度実施されたもので、高浜市内で初めて開催する就職フェアでございます。

労働力不足が深刻な社会問題になる中、高浜市商工会では、会員の働き方改革を通じた人材確保対策のため、ハローワーク刈谷に協力を依頼し、合同面接会を令和元年12月12日木曜日に開催されました。場所は、高浜市やきものの里かわら美術館、開催時間は14時30分から18時30分の4時間で、参加企業29社による個別ブースでの個別面談による企業説明及び面接を実施しております。

来場者の状況といたしましては、113人の来場で、男性が51人、女性が62人。年齢では60歳以上が28.3%の32人と一番高く、次に40代の21.2%、24人、20代の18.6%、21人となります。また、市内からの来場者が参加者の約半数である54人の47.8%となっており、続いて刈谷市から19人の16.8%、安城市、碧南市からと続いております。

出展者アンケートでは、来場者については「期待以上であった」が32%、「期待どおりであっ

た」が46%で、全体の8割ほどが満足した回答をしております。その場での採用についてはゼロ%であったものの、「保留中の方がいる」と回答した企業が11社あり、現在、2社から3社が採用していると聞き及んでおります。来年の実施については、「来年も参加したい」と回答した企業が26社で全体の93%と非常に多く、就職フェアの開催のニーズが高いことがうかがわれました。

その他、開催時期や時間については「ちょうどよい」と回答した企業が多数を占めましたが、「業種を絞った開催もよいのではないか」といった御意見や、「来場者と出展者の区別がつかなかった」など今後の開催における改善点が意見として上がっておりました。本市といたしましても、市内企業の雇用確保の場の提供も含め、積極的に支援していきたいと考えております。

以上、るる御説明申し上げましたが、市内法人数は直近3年間を見ても、平成28年度は919件、平成29年度は937件、平成30年度は946件と少しずつではありますが増加しております。これまで行ってきた施策や高浜市商工会の地道な支援のたまものであるというふうに考えております。

今後も、市内中小企業に一番身近な産業経済団体であります高浜市商工会、その他関係機関と連携して、本市の商工業振興に尽力してまいりたいことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（北川広人） 5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） 御答弁いただき、ありがとうございます。

商工会や金融機関と連携しながら、多種多様な制度を活用し、様々な業種に対し、ニーズに合ったサポートを実施していることを理解することができました。

それでは、再質問させていただきます。

1問目の産業空洞化対策減税基金ですが、市内企業への再投資を支援し、高浜市内から企業の流出を防止することができ、雇用の維持拡大に結びつき、成果を上げることができた取組だと考えております。

国や愛知県では様々な補助金制度があるとお聞きしております。平成30年度の商工会が支援をした国・県の補助金は、具体的にどのようなものがあったのか。また、申請件数、採択件数、金額、内容を分かる範囲内でお聞かせください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 平成30年度の国・県の補助制度について、高浜市商工会が商工会会員に対して支援した内容について御紹介させていただきます。

国の補助制度については、平成30年度は4種類の補助金について申請をしております。

1つ目は、革新的ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業、通称ものづくり補助金でございます。この、ものづくり補助金は、国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、生産性向上に資する革新的サービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善を行うための中小企業、小規模事業者の設備投資等の一部を支援することを目的とした経済産業

省中小企業庁の補助金で、申請支援件数は13件、うち採択されたものが7件、採択金額は665万4,523円と伺っております。

2つ目は、創業・事業承継補助金、こちらの創業補助金の部分の補助でございます。この補助金は、新たな需要や雇用の創出等を促し、経済を活性化させることを目的に、新たに創業する者に対して創業等に要する経費の一部を助成する中小企業庁の補助金で、申請支援件数は1件でございますが、採択はされなかったと聞き及んでおります。

3つ目は、小規模事業者持続化補助金でございます。これは、小規模事業者に対し、経営計画の作成支援と一体となった販路開拓の支援を行い、生産性の向上を図ることを目的とし、原則50万円を上限に国から補助する制度で、補助に加えて、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県の商工会連合会及び各商工会が連携し、小規模事業者に対して経営計画の作成や販路の開拓が支援されるものでございます。申請件数15件に対し、採択は6件、採択金額は247万6,680円と伺っております。

4つ目は、事業承継補助金。この補助金は、後継者不在等により事業継続が困難になることが見込まれている中小企業者等が、経営者の交代や事業再編、事業統合を契機とした経営革新等を行う場合に、その取組に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者等の世代交代を通じた経済の活性化を図ることを目的として行われる中小企業庁の補助金で、申請件数1件、採択件数1件で、採択金額は102万5,626円でございます。

なお、高浜市商工会は、各種補助金の申請支援のほかに各種事業計画の作成の支援も実施されており、平成30年度には愛知県商工会連合会通常総代会において、経営革新計画作成支援優良団体として愛知県より表彰されたとお聞きしております。経営革新計画とは、中小企業が自社にとって初めて行う取組を行うことにより、経営の相当程度の向上を図ることを目的に策定する中長期的な経営計画書で、愛知県の承認を受けると低利の融資や信用保証の特例、販路開拓の支援などの支援策や、各種補助金の申請について審査の加点となる場合があるものでございます。高浜市商工会は、経営革新計画だけでなく、国・県・市の制度に関連する計画作成を支援しており、平成30年度は合わせて41件の計画作成支援を実施されております。

愛知県の補助金については、平成30年度は申請支援を行っていないと伺っておりますが、令和元年度は9月20日時点で小規模事業者経営革新支援事業補助金の申請件数を2件、うち1件の採択で、採択金額は100万円であると伺っております。

○議長（北川広人） 5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） ありがとうございます。

様々なノウハウを持った商工会が中小企業の要望に応え、各種補助金制度を活用し、経営計画の作成まで入り込み、きめ細かな支援を行っていることがよく分かりました。今後も引き続きサポートをお願いしたいと思います。

2つ目の中小企業への財政支援についてお聞きします。

小規模企業等振興資金融資制度については、融資規模も大きく、金融機関との取引が少ない中小企業でも借入れ可能で利便性が高いと考えます。愛知県小規模企業等振興資金融資制度について他市町村と比較しましたが、金額的にも遜色がなく、設備投資にも適用可能で、他市町村より優位な制度設計となっております。

中小企業退職金共済制度加入促進補助金では、事業者への新規加入の後押しとなり、働く人の安心につながる制度だと思えます。商工会の融資に対する中小企業へのサポート体制も理解することができました。

なお、これらの支援のほかにも、国が中小企業者の労働生産性を飛躍的に向上を図る生産性向上特別措置法が平成30年6月に施行されたことに伴い、この法に基づく税制面の支援も行っていると伺っております。この支援は時限措置が間もなく終了するとお聞きしておりますが、そこで、現段階での実績と、時限措置終了後の対応に対するお考えをお聞かせください。

○議長（北川広人） 都市計画グループ。

○都市計画G（田中秀彦） 議員も御承知のとおり、生産性特別措置法が平成30年6月6日に施行され、本法では市町村が先端設備等の導入促進基本計画を作成し、同計画に基づき認定した中小企業者の設備投資については、税制面の支援や国のものづくり補助金等の採択面までの支援が可能となる内容となっております。

本市においても、法施行後、速やかに導入促進基本計画を作成し、制度の周知については、高浜市商工会にも御協力をいただいて周知を図っております。市内の中小企業者に制度の活用を促してまいりました。

なお、これまでの実績としましては、令和元年12月末時点、法施行後約1年半の間に65件の計画を認定し、約23億6,000万円の新たな設備投資を促すことにつながりました。本法に基づく固定資産税の特例の適用措置は令和3年3月末までとなっておりますが、今後の国の動向や今後の企業を取り巻く環境の変化などを踏まえ、また、高浜市商工会との協議もしながら、状況に応じた対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） ありがとうございます。

企業の設備投資は、そのときの社会情勢や企業を取り巻く環境の変化によって大きく左右される傾向があります。なお、本市には多くの中小企業が操業され、地域経済や地域雇用に貢献されていることから、今後も引き続き中小企業者の新たな設備投資につながる支援をお願いいたします。

続きまして、たかはま就職フェアについてお聞きします。

市内外からたくさんの方に御来場いただき、盛況だったとお聞きしております。開催のニーズ

も高いとのことなので、今後も御対応よろしくお願ひいたします。

人材確保の観点では、雇用だけではなく、企業を継ぐ後継者がいないという問題を抱える中小企業が愛知県内で増加しているとのことです。2019年12月に名古屋市で開催された地域経済活性化シンポジウムにて、愛知県知事と有識者で中小企業や小規模経営者の事業継承の課題や取組について論議したと新聞に掲載されていました。

知事の話した内容を抜粋すると、地域の経済やにぎわいを担う中小企業、小規模事業者の事業承継は、日本全体の大きな課題となっている。世代人口が多い団塊世代の経営者が引退を迎える大継承時代が今後本格的に到来する。県内の60歳以上の中小企業経営者を対象にした実態調査、2017年9月実施では、4割が事業継承の準備をしていない、3分の1は後継者が未定との結果だった。誰に相談してよいか分からない場合は、地元の商工会や商工会議所、市町村や県を訪ねていただきたいとの内容でした。

高浜市内の商工会会員における後継者問題の現状をお聞かせください。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） 商工会会員の後継者問題の現状という御質問でございますが、現在、商工会におきましても、事業承継における相談のほうを、件数は多くはございませんけれども受けておるといふふうに伺っております。その際には、愛知県のほうが中心となりまして、商工会、商工会議所、金融機関、あるいは中小企業診断士、弁護士、税理士、公認会計士等の士業団体、それから、事業引継ぎ支援センター等で構成されます県内中小企業の事業承継支援を円滑に行うために組織したネットワークでございます愛知事業承継ネットワークを紹介されるなど、スムーズな事業承継が行われるようサポートをしていく考えというふうに伺っております。

事業者の承継が途切れ、廃業につながることは、商工会の会員の減少にもつながるといふことから、商工会としても危機感を強く感じているというふうに伺っております。そのため、商工会としても、会員のうち65歳以上の事業者がどのくらいいるのかを把握するとともに、サポート対象者のほうを選定いたしまして、計画的に訪問指導することを計画されておるといふことでございます。

本市といたしましても、事業承継がスムーズに行われるよう、商工会のほうを支援してまいります。

○議長（北川広人） 5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） ありがとうございます。

黒字決済の中小企業が後継者不足のため廃業することを防がないと、高浜市にとっても不利益になりますし、早めに着手することが大切だと思いますので、御対応のほどよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、今回の一般質問を通して、市の産業振興施策は高浜市商工会を高浜市のパ

ートナーとし、そして、それぞれの分野に関連する団体が相互に連携することで成り立っていることがよく分かりました。今後とも、商工会、その他関係機関と連携して、高浜市の商工業振興に尽力して下さるようお願いして、一般質問を終わらせていただきます。御対応ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は14時30分。

午後 2 時20分休憩

午後 2 時29分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、鈴木勝彦議員。一つ、公共施設等のあり方について。以上、1問についての質問を許します。

12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） 議長のお許しを得ましたので、通告に基づき、公共施設等のあり方について、市政クラブを代表して一般質問をさせていただきます。

さて、この先の日本を私なりに予測すると、人口減少や福祉医療の増加、自然災害の発生、疾病への予防と備えなど、考えれば幾つもの課題が山積されているように思われます。その中で本市が抱える課題は一体何なのか。そして、何から取り組まなければならないのか。そして、その目的の達成には、どのような考えの下に推し進めるべきかを検証しなければなりません。

そのためには、自治体と議会が市民の皆様方に政策を理解していただき、持続可能な高浜市を目指し、進む道を明確にして模索していかなければならないと考えます。今までのような、あれもこれもではなく、未来に残すべき施設は何なのか、お互いの共通認識の下に目標を定め、それに向かって政策を一步ずつ確実に前進させなければなりません。絵空事ではなく実現が可能な目標を持ち、その道は険しいけれども、その先を見つめ、未来を託す子供たちや孫たちが、住んでよかった、住み続けたいと思えるまちをつくるのが、今を生きている私たちの使命であり、それをやり遂げなければなりません。

そのためには、市民の皆様、このまちの未来の姿を示し、納得していただける説明を繰り返すことが、自治体や議会への信頼につながるものだと考えます。しっかり議論を尽くし、進む目的を明確にして、協力しながら、よりよいまちづくりを努めるべきであると考えます。

そこで、今現在の市内の公共施設を見てみますと、多くの施設が建築後30年を経過していることが分かります。建て替えや大規模改修が急務であるが、限られた財源の中で全ての施設を維持することや、全ての施設に老朽化対策を施すことは困難な状況であると考えます。こうしたことから、将来を見通して安定した行政サービスが維持できるように、施設の総量圧縮、長寿命化など、今後の公共施設のあり方についての基本方針として公共施設総合管理計画が作成されたと理解し

ているが、まずは、その背景にあるものを確認します。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、公共施設のあり方への取組の背景でございますけれども、その背景には財政問題がございますので、そのことからお答えをさせていただきたいと存じます。

少子高齢化の進展によりまして社会保障費が増大をいたし、市全体の予算を圧迫しております。令和2年度当初予算を見ましても、高齢者福祉費、児童福祉費、障がい者福祉費、生活保護費などの扶助費は年々増加をいたしております。団塊の世代が75歳を迎える2025年問題も迫っております。さらに、それを圧迫しかねないのが公共施設老朽化問題でありまして、市の将来に大きな影響を与える財政問題となっております。

本市では、1960年代、70年代に多くの公共施設の整備を進めてまいりました。建築後30年以上を経過した公共施設が多く存在し、建て替えや大規模改修が必要となる時期が到来をいたしております。しかしながら、建て替えや大規模改修には多額の費用を要します。限られた予算の中で、全ての公共施設を維持し、あるいは全ての公共施設に対して老朽化対策を施すことは、財政的に困難な状況でございます。公共施設のあり方を考える場合、こうした背景を念頭に置くことが必要になってまいります。

市議会でも特別委員会を設置するなど長い時間をかけて議論してきたことは、公共施設のあり方は、長期的な視野に立って公共施設の適正配置を図り、よりよい状態で将来世代に引き渡すこととございました。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

今、御答弁いただいたそういう背景を踏まえて公共施設総合管理計画が策定されているわけですが、公共施設総合管理計画の基本的な考え、または方向性を確認したいと思います。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 市の財政状況を鑑みますと、福祉・医療・教育・子育て・防災といった市民生活を支える行政サービスは、今後ますます重要になってまいりますし、費用も膨らんでまいります。そうした中で、公共施設が抱えている課題を整理いたしますと、老朽化していることと、多く持ち過ぎていることがございます。老朽化対策に充てる費用が膨大で、全ての施設に老朽化対策を施し、維持管理、運営していく財源が不足をしているということでございます。

年々増加いたします扶助費の伸びに対して、公共施設にかけられる予算が減っていくとしたら、予算に見合う公共施設を維持していくしかございません。減っていく予算に応じて施設の複合化、多機能化を進め、施設の総量、面積を減らしていかなければならないということになります。

そうは申しましても、最低限の公共施設については、財政状況が厳しくても建て替えていく必要がございます。そこで、公共施設総合管理計画では、集会施設などの公共施設は原則として新

たに造らないことを前提にしつつ、地域で一番大きい学校の建て替えに併せて他の施設を複合化することにより、学校を地域全体のコミュニティー資産として活用し、地域活動やまちづくりの拠点となることを目指しております。

また、公共施設総合管理計画では、今後も維持していく施設50施設と複合化や機能移転等により総量圧縮を行う施設40施設のすみ分けを行い、今後も維持していく施設については長寿命化対策を施し、安全性、快適性を保持し、長く使っていくことといたしております。こうすることで、建て替えが必要な公共施設を最低限に抑えることが可能になります。一方で、複合化や機能移転により総量圧縮を行う施設については、学校の建て替えに併せて学校に機能を集約化、移転するなど、他の施設との複合化を視野に、必要な行政サービス、施設の機能は維持していくことといたしております。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

公共施設のあり方検討は、個々の施設の問題、目の前の課題だけではなく、長期的な視野に立って市民サービスの全体を考えて、市議会でも長い時間をかけて議論してまいりました。ただ、その一方で、施設の総量を減らしていくということは、ある意味、施設を利用される方にとってはサービスの低下と受け取られかねない。総量圧縮を行う施設40施設については、必要な機能を維持していくとのことだが、利用者への説明はどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 総量の圧縮と申しますと、施設の廃止によってサービスの提供拠点が失われてしまうということを連想させてしまいますけれども、行政サービスは必ずしもその施設でしか提供できないというものではございません。施設、建物イコール行政サービスではなく、市民に必要なのは提供されるサービス、機能でございます。必要な行政サービス、機能は維持しながらも施設は減らしていくという考えでございます。

例えば、中央公民館のホール機能は、高浜小学校のメインアリーナやかわら美術館のホールなどで維持をしていく。学校プールの機能は、民間の屋内プールを活用した水泳指導で維持していく。市立幼稚園、保育園の機能は、民営化したこども園でサービスを充実させていくなど、施設の総量は圧縮をしても、行政サービスの機能は維持あるいは充実させていくことは可能でございます。

総量の圧縮、面積の削減に取り組んでおりますのは、将来的な視点から市全体の行政サービスのあり方を検討し、市全体の行政サービスを継続させていくためでございます。その一方で、それぞれの施設には利用者がいらっしゃいますので、利用者にとりましては、少なからず御不便をおかけする場合もございます。

利用者の利便性の低下の影響を極力小さくするために、他の施設の利用者にも御理解をいただ

きながら、お互いに譲り合っていただく、あるいは小さな譲歩をみんなで分かち合っていていただく中で、代替施設の候補や代替施設の利用状況、利用可能時間などを御説明させていただいたり、意見交換を行ったりして、御一緒に考えていく。こうした現場サイドでの丁寧な説明に心がけているところでございます。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

この公共施設総合管理計画は、私の記憶では平成28年3月に策定されたと考えております。そうしますと4年近くが経過し、今現在、複合化のモデル事業であります高浜小学校等整備事業をはじめ、市役所の本庁舎整備、あるいは勤労青少年ホーム跡地活用事業、あるいは、たかとりこども園及びたかはまこども園化など、個別の事業が形となって現れてきていると思います。

公共施設マネジメント基本条例では、公共施設マネジメントの5つの基本方針が掲げられているが、どのような進捗や成果が現れているのかお聞かせください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 5つの基本方針に沿って、概要を申し上げます。

1つ目が、人口構成など時代の要請に対応する取組でございます。本市では、年少人口は今後も大幅な減少は見込まれないことから、学校や子育て関連施設は維持していくこととして、地域で一番大きな学校を地域コミュニティの中心として、学校の建て替えに併せて他の施設との複合化を図るものでございます。現在、高浜小学校等整備事業が進められているところでございます。

2つ目が、メンテナンスサイクルの構築を軸とする試みでございます。先ほど申し上げました今後も維持していく施設については、耐用年数の長寿命化やコストの平準化を考慮いたしまして、効率的かつ効果的な保全を行っていく、大切に使うというものでございます。高浜小学校等整備事業では、事業契約の中にあらかじめ保全費用が含まれてございます。

3点目が、施設の機能重視型の取組でございます。施設の機能は極力維持をしていく、単一目的から多目的化を図るというものでございます。例えば、この議場でございますけれども、議会がないときは、会議室やまた選挙の開票所としても使用をいたします。市民の方がまちづくり活動に利用できるように開放も行っております。町内会・行政連絡会もこの議場で行っております。専用の議場ではなくても、議場の機能は維持し、多目的に効果的・効率的に使用することは可能でございます。

高浜小学校等整備事業では、防災対策の面からも、高浜小学校及び津波の浸水区域にある港小学校区を想定した避難所機能を併合いたしまして、防災機能の役割も併せて持たせております。児童センターでは、高齢者、乳幼児、妊婦の方々などの避難所としての活用が可能になっております。

4点目が、民間のノウハウや活力を取り入れる取組でございます。市役所庁舎のリース方式、高浜小学校等整備事業のPFI方式、勤労青少年ホーム跡地活用事業並びにたかとり及びたかほまこども園化事業では、公共施設の更新に係る財政負担の平準化や、財政負担、投資的支出の軽減が図られております。

最後に、5点目が、総合的な視点から選択と重点化を行う財政と連動した取組でございます。長期財政計画と連動させまして、公共施設総合管理計画の進捗に取り組んでいるところでございます。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

ここまで、公共施設総合管理計画の趣旨や目的、構成と内容などについて確認してまいりました。今の答弁の中で長期財政計画の話がありましたが、財政の視点から、長期財政計画の策定の目的、今後の展開、進め方、後世の世代に負担をさせないための政策について、お考えがあればお聞かせください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） お答えの順番が前後いたしますが、まず、後世の世代の負担についてからお答えをいたします。

公共施設総合管理計画は、施設の統廃合、機能の複合化、保有形態の見直しなどにより、向こう40年間の施設の総量圧縮、面積の削減目標を定めております。策定の目的でございますが、将来を見据え、福祉・医療・教育・子育て・防災といった基本的行政サービスを安定して維持していくためでございます。こうした目的に照らしますと、次世代の負担を減らす、次世代に選択の余地を残すためにも、公共施設総合管理計画を着実に進めていくことが必要であると考えております。

ただ、この計画でございますが、約40年間にわたる長期の計画、長期ビジョンでございますので、あまり詳細に決めてしまうことは、次世代の制約を、このようにしなければならないということで制約を加えることにもなりかねません。また、計画にも外部要因に合わせた機動性を持たせることも必要でございます。

したがって、公共施設総合管理計画では、基本的方向性、大筋での面積の削減目標を示すとともに、併せて公共施設推進プランとインフラ推進プラン、これらは公共施設総合管理計画の進捗を図るために、建て替えや大規模改修、複合化や機能移転などの予定時期や、道路、橋梁、上下水道などインフラの施設については、直近4年間の実施予定を示したものでございますけれども、これら推進プランと連動させて進捗状況を確認しながら、毎年度の当初予算編成時に必要な修正を行っております。

次に、長期財政計画についてでございます。中長期的な財政運営を行っていくために、推進プ

ランと連動させ、長期、40年の視点で歳入歳出のシミュレーションを行い、将来どのような事態が起り得るのか、それを踏まえてどのような対策が必要になるのか、あらかじめ検討しておくことの必要性から作成するとともに、毎年度当初予算編成時に必要な見直しを行っております。

今後の展開、実際の運用といたしましては、約40年間の大筋での削減目標と基本的方向性を公共施設総合管理計画で定めた後は、例えば10年単位くらいで、計画と実践をつなぐ具体的な事業、高浜小学校等整備事業のようなモデル事業に取り組んで、その成果を次の事業、課題に生かしていく、こうした進め方になるものと考えております。こうすることで、公共施設総合管理計画の方向性が可視化をされまして、公共施設適正配置の合意形成を一步ずつ進めることになるものと考えております。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

二、三日前に、高浜市長期財政計画（案）ということで改訂版をいただきました。これも当然のことながら、先ほど答弁がありましたように、毎年度当初予算時に必要な修正を行っていくということでもありますけれども、この長期財政計画から見えてくる課題が何か見えてくるものがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 過日お配りをいたしました長期財政計画には、本定例会最終日に提案予定のGIGAスクール構想の経費が含まれておりませんが、公共施設老朽化対策の大きな波が到来をするという基本的な傾向は変わりませんので、そのことを前提にお答えをさせていただきます。

長期財政計画から見えてくる課題といたしまして、平成30年度から令和11年度と令和16年度から令和30年度は、公共施設の建て替え、大規模改修が集中する2つの大きな波、公共施設老朽化対策の第一波と第二波が到来をいたします。

令和4年度から令和9年度は、第一波の最中ですが、この6年間は、吉浜北部保育園、高取小学校、吉浜小学校、高浜中学校及び港小学校の大規模改修、改造が予定をされております。

投資的比率につきましては、令和2年度当初予算ベースは13.5%ですが、令和4年度から令和7年度は10.1%から14.9%で高止まりをいたします。市債残高は、令和2年度当初予算ベースでは99.3億円ですが、令和6年度から令和11年度は100億円を上回ると推計をいたしております。公債費、起債の償還も、令和2年度当初予算ベースは7.3億円ですが、令和4年度から令和11年度までは、令和9年度を除きまして9億円を上回ると推計をいたしております。

次に、第二波でございます。令和16年度から令和30年度は第二波の最中ですが、投資的比率は、令和17年度、19年度、令和21年度から令和25年度まで及び令和29年度、30年度は

10.8%から15.4%で高止まりをいたします。市債残高も、この時期は令和30年度の128億円をピークに、おおむね100億円から120億円台の間で推移すると推計をいたしております。公債費も、令和21年度から令和39年度までは9億円を、うち令和29年度から令和31年度までと令和33年度から令和37年度までは10億円を上回ると推計をいたしております。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

るる、長期財政のシミュレーションから見えてくる課題といたしますか、公共施設の老朽化対策で第一波、第二波ということで、徐々に波の位置が変わってきているように感じますけれども、どのような対応を考えられているのか、お考えをお聞かせください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 第一波、第二波の波をいかに対応していくかということでございますが、第一波、第二波のピークをできる限り平準化をしていく、第一波、第二波のピークを少しでも先に延ばしていく、そういった財政運営が必要になってくると考えております。

例えば、公共施設推進プランでは、高取小学校は令和4年度から令和6年度に大規模改修、改造を行い、建築後おおむね70年を経過いたします令和16年度、17年度に建て替えるスケジュールになっておりますけれども、大規模改修、大規模改造をして建物寿命を延ばせば、建て替えの時期を先に延ばすことも可能になると考えております。そういったしますと、この間は建て替えの費用が発生をしなくて済みます。次の建て替えに備えて、基金の積立てなど備えをしていくことが可能になるものと考えております。

第一波、第二波のピークをできる限り平準化をしていく、あるいは、短期的な修繕、補修でつないで建て替えの時期を少しでも先に延ばしていく、こうした取組が必要であろうと思います。あわせて、令和2年度当初予算編成では、経常経費一般財源に着目をいたしまして、行政内部の事務費の効率化を含めて、3年先、5年先といった少し先を見据えて事業を見直すといったテーマを上げたところでございますけれども、公共サービスとして何を選択していくのか、歳出面での歳出削減や財政負担の平準化、歳入面では企業誘致の推進など、市全体としての財政運営が必要になるものと考えております。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

るるお尋ねをいたしまして、明快なビジョンをお示しいたしまして、本当にありがとうございました。

公共施設の老朽化問題は全国的な問題であります。施設の統廃合計画をプランニングし、議会の承認を得て施設の統廃合を行い、廃止施設を壊すまでには数年を要します。市長は任期は4年で、財政的なメリットが出てくるまでに数年を要するとなると、施設の統廃合に動こうとする

インセンティブはなかなか得られないのが現実であります。全国的には公共施設の老朽化問題への対応が先送りされてきた背景があります。

そうした中で、吉岡市長は市の将来を考えて、この問題を先送りすることなく問題に向き合われています。市政クラブとしてはこの政策を高く評価するもので、今後も引き続き市民の皆様、高浜市の現状と将来に向けて取組の必要性を繰り返し説明を行い、御理解と御協力をいただけるように努力を積み重ね、より一層のまちづくりに御尽力をお願いいたします。

それでは、2問目のスポーツ施設についてに移ります。

今年1月初めに、高浜芳川緑地多目的広場のトイレが供用開始され、残すところ駐車場の整備が完了すれば、ようやく全体の完成で本格的な利用が期待できると思います。この多目的広場は、吉浜地区として2番目の野球場やサッカーができる施設であり、早期の完成が非常に待ち遠しいところでもあります。

しかし、もう一つある流作グラウンドでは、休日は野球、平日夜間はサッカーで非常にたくさんの方に利用してもらっている施設であります。しかし、将来、道路として整備され、ただですら少ないグラウンドがなくなる心配があります。

そこで、質問ですが、流作グラウンドについて、道路としての計画はどのようになっているのかお聞きいたします。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 流作グラウンドでございますが、議員も御承知のとおり、計画上では県道吉浜棚尾線の起点でありまして、名鉄三河線を高架で越え、グラウンド部を半円で回り、大半が道路用地として利用される計画となっております。現状、名鉄三河線の東側の道路用地は確保されており、高架橋としての工事に着手可能な状況でございます。

しかしながら、整備の事業主体は愛知県であり、必要に応じた要望活動を繰り返し実施しておりますが、県においても厳しい財政状況で、優先順位の高い路線から順番に整備を進めている状況であります。そのため、まずは衣浦豊田道路、蛇抜高架橋2期線の事業に集中するとの回答をいただいております。事業着手のめどにつきましては立たない状況と思われま。さらに、鉄道高架橋の建設に当たっては、鉄道会社との協議も必要となることや、すぐ南側に吉浜駅があることから、実現にはかなりの課題の解決が必要となります。

なお、これら県事業の促進につきましては、年1回、年度当初に知立建設事務所への建設事業の要望会を、市長、副市長、高浜市選出県議会議員が参加し、要望先の知立建設事務所幹部職員に対して現地立ち会いを併せて行い、事業要望を毎年継続している状況でございます。

これまでの要望活動を受けて、知立建設事務所では、令和元年度に吉浜棚尾線高架事業の事業検討がなされていると聞いてはおりますが、しばらくはグラウンドとしての利用は継続できるものと考えております。

なお、将来的に道路が事業化された暁には、流作グラウンドの代替施設については検討していき、また県のほうにも要望をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

ある半面、ほっとしている面がありますけれども、今後も重要な道路改修、それからグラウンドの利用ということになるかと思えますけれども、少し安堵しております。

また1つ、今度は、グラウンドが大変不足をしております。そのために、旧高浜職業訓練校跡地のグラウンドを少年野球の練習場所として利用させていただいております。過日、12月だったと思えますけれども、少年野球協議団の皆さん方約100人ぐらいお見えになったと思えますけれども、父兄の方、子供さん、特に卒団される6年生の人たちが、今後、後輩の人たちが使っていただける使いやすいグラウンドにしたいということで、自主的に参加をしていただいて、この旧訓練校の整備に約4時間ぐらいかかってみんなで整備した覚えがあります。

そうした中で、昨年12月の定例会でもお尋ねしたところでもありますけれども、今後、市として旧高浜職業訓練校跡地をどのように活用していこうと考えているのか、県との調整はどのようになっているのか、その後の進捗がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 旧愛知県立高浜高等技術専門校グラウンド活用の経緯と、今後の考え方につきまして御説明申し上げます。

専門校は昨年度をもって廃校となりましたが、それまではグラウンドを少年野球チームの練習場所として利用しておりました。廃校後、愛知県は旧専門校のグラウンドを公共の用に供してはおりませんでした。少年野球チームの練習場所を少しでも確保するため、その後、愛知県と市におきまして、維持管理の方法や費用負担といった利用条件などについて協議を進めるとともに、並行して市と少年野球連絡協議団においても利用再開に向けて意見交換をしてまいりました。

そして、愛知県の御尽力をいただきまして、令和元年12月20日付で県と市において管理運営委託契約を締結いたしました。旧校舎に利用者が立ち入らないようにするなど準備を行った上で、現在、少年野球の練習場所として再び利用させていただいているというところでございます。

今後の当該グラウンドの利用についてでございますが、本年の6月より愛知県において旧専門校の解体工事に着手をする予定と聞いております。それまでの間につきましては、引き続き利用をさせていただけるよう調整を図ってまいったところでございますが、その後の解体工事の期間中につきましては、グラウンドの利用ができないということとなっております。

また、旧専門校解体後につきましては、跡地活用の具体的な計画についてはまだ承知をしておりませんが、可能であれば引き続きグラウンドとして活用いただけないか、申入れを行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

大変、私もその団体に関わっている一人として、子供たちが元気よくスポーツに親しめる環境の整備が重要だと思っております。今後も県と、そして高浜市と十分協議を重ねていただいて、練習場として使える、あるいは広場として使えるような環境整備に御尽力をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、高浜芳川緑地多目的広場について、昨年12月定例会の一般質問で答弁をしていただいたとおり、トイレが今年1月から使用できるようになりました。あとは駐車場整備工事が未実施ですが、今後の予定についてお聞かせください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 駐車場の整備工事の予定ということでお答えさせていただきます。

衣浦港務所に確認いたしましたところ、今年の3月中旬に当該整備工事の入札、その後、契約を締結していく予定ということでございます。また、4月、5月には地元調整ということで、周辺住民や利用者への案内などの期間となっております。そして、6月、7月に工事を行い、7月末に工事完了の予定ということになってお聞きしております。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） これも引き続き皆さん方の御尽力で、少年野球、あるいはサッカー、あるいはグラウンドゴルフ大会が開催できたり、あるいは、あそこは渡し場かもめ会さんが整備と海岸の清掃活動もしておられますし、かもめ祭りも、もし完成の暁にはその会場を使いたいというような御要望もあるようですので、早期の利用、供用開始ができるようなお力を貸していただければ幸いだと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

次に、スポーツ施設を活用して高齢者にスポーツに親しむ環境を整え、健康寿命を延ばすことになると思ひますが、現在の取組状況をお聞かせください。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） お答えをさせていただきます。

スポーツに親しむことは健康の増進に効果があり、高浜市では平成8年4月に、いきいき広場にマシンスタジオを開設しました。中学生から高齢者まで幅広い世代の皆様が御利用をされてみえます。マシンスタジオでは、特に高齢者の皆さんの健康づくり、介護予防、認知症予防を目的とした健康促進教室に力を注いでいます。リズム体操、コグニサイズやエアロビクスといった教室を用意して、多くの高齢者でにぎわっています。

また、高齢者の皆さんの中には、動きの激しいスポーツに参加できない方もいらっしゃいます。こうした高齢者の皆さんには、自宅に閉じこもらず、地域の皆さんと交流し、アクティブな毎日

を過ごしていただくため、健康自生地の活動に参加していただいたり、ホコタッチを使ってウォーキングを楽しんでいただいたり、生きがいを持って健康に暮らし続けていただくための施策を展開しています。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） 分かりました。ありがとうございます。

平日の昼間などマシンスタジオをのぞきますと、地域の高齢者の方が多く見受けられます。また、町なかに目を向けますと、ホコタッチを腰に着けて御夫婦でウォーキングされている方もよく見えます。また、今日は私はこれだけ歩いたんだよと高齢者同士で自慢げに話をされている光景も見られます。健康自生地で行われている健康体操はどこも盛況で、スポーツや運動に親しむことは健康寿命の延伸につながりますので、ぜひともさらなる環境整備に努めていただきたいと思います。

過日、テレビ番組で高齢者の居場所がないという特集を見ました。仕事を退職された、特に男性高齢者が、地域や家庭での居場所がなく、大型ショッピングセンター内のゲームセンターで話す相手もなく黙々とゲームに時間を費やす日々や、自宅でゲームなどをして閉じこもり傾向にあるという内容でした。こうした高齢者が在職中からスポーツに親しめる居場所が地域の中にあれば、退職後も外出する意欲につながるとは思います。お考えをお聞かせください。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 高齢者の皆さんの閉じこもりを防止するため、市内に地域の皆さんの居場所として認定を始めた健康自生地は、現在113か所あります。この中には、高齢者向けのスポーツや体を動かす居場所が幾つかあります。議員が先ほどおっしゃられた健康体操のほかに、ボッチャ、太極拳、ウォーキング、社交ダンス、ゴルフといった活動もありますし、ニュースポーツといわれるラダーゲッター、スポーツ吹き矢を体験することもできます。そのほかにも、芸術などの趣味を楽しむ居場所やおしゃべりを楽しむ居場所、飲食を楽しむ居場所など、健康自生地では多種多様な活動を展開していますので、ぜひお気に入りの居場所を見つけていただきたいと思います。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

私も持っておりますが、ホコタッチの取り組みをはじめ、運動が医療費を減らすなど健康増進に役立っていると思いますが、現状と今後の計画があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） ホコタッチは、平成27年度に実施した脳とからだの健康チェックを受診されたおよそ4,000人の高齢者の皆さんにお配りをしました。4年以上経過した現在も、半数の2,000人の皆様が活用をされてみえます。高齢になっても健康で自立した生活を送ることは、

本人にとって一番幸せなことで、医療費の削減は副次的な産物であります。

また、ホコタッチはこれまで脳とからだの健康チェックを受診された方のみにお渡しをしていましたが、来年度からは新たな取り組みとして、現在ホコタッチをお持ちでない65歳以上の方には、希望される方にはお渡しをしてまいります。より多くの方に、ホコタッチを健康づくりのツールとして役立てていただきたいと思います。

なお、読み取り機につきましては、公共施設と健康自生地を合わせて市内およそ40か所でタッチできる環境を整えてまいります。

以上でございます。

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

最後のまとめですけれども、スポーツは健康に結びつき、生活への張りを感じさせる大切なツールだと感じています。特に、男性高齢者の退職後の居場所をどこに置いていただくのか、いかに健康寿命を延ばすかを自ら見つけ出し、健康維持管理を進める政策も、これからの大切な一面だと思います。

そのためにも、スポーツ施設のさらなる活用と都市整備等による健康空間をつくり出すなど取り組みも必要となります。また、子供たちが自分たちのまちで思う存分に遊べる空間、活動の空間をより多く確保することで、健やかな健全な子供育成につながるものと考えますので、今後とも子供たちと高齢者の皆さんに配慮した取り組みも進めていただくことをお願いいたします。

最後になりましたが、新型コロナウイルスの感染予防対策に全庁を挙げて全職員が全力で、終息宣言が出されるまで、万全を期して対策に取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は15時25分。

午後3時14分休憩

午後3時23分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、杉浦康憲議員。一つ、福祉行政について。以上、1問についての質問を許します。

3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） それでは、議長のお許しをいただきましたので、福祉行政について、一問一答方式でお伺いします。

まずは、コロナウイルスについてお伺いいたします。

昨年12月に中国湖北省武漢市において集団発生した非定型肺炎である新型コロナウイルスは、急激な勢いで感染者数を増やし、瞬く間に世界各国に広がりました。今では皆さん御承知のよう

に、毎日、新型コロナウイルスに関連する報道で新たな感染者の発生や政府の対応を耳にしていると思います。

そこで、この新型コロナウイルスへの対応について、順を追ってお聞きしてまいります。

まず、新型コロナウイルス感染症の特徴や潜伏期間、注意すべき点などを、御存じの方も多いかとは思いますが、確認の意味でお聞かせください。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症はウイルス性の風邪の一種で、発熱や喉の痛み、咳が長引くことが多く、強い倦怠感を訴える方が多いことが特徴で、病原性はMERSやSARSよりも低いレベルと考えられています。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日と言われ、飛沫感染と接触感染によりうつるとされていますが、感染力は1人の感染者から、2人から3人に感染させると言われています。ただし、高齢の方や糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患のある方は重症化の可能性が高いと言われ、死亡例も確認されていますので注意が必要となります。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

では次に、ここ愛知県においても、1月26日に新型コロナウイルス感染症の感染患者が発生したことに伴い、県は同日に健康対策課に電話相談窓口を設置、その3日後には各保健所にも電話相談窓口を設置し、速やかに県民の皆さんからの問合せに答えています。高浜市においては、これまでどのような対応を行ってきたのかをお聞かせください。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 本市におきましては、1月27日に市の公式ホームページを更新しまして、愛知県が電話相談窓口を設置したことを周知するとともに、感染症対策として、手洗い、咳エチケットなどの情報を掲載し、注意喚起を図っております。また、2月に入りまして、公共施設には手指消毒液を設置いたしております。

さらに、2月25日には、部長職以上をメンバーといたします高浜市新型コロナウイルス感染症対策会議を設置しまして、庁内の関係部局が連携を図り、情報の収集と提供、今後の対策に必要な調整を行っております。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

本市においても、公共施設に手指消毒液の設置をするなどの措置をしていただき、感染防止の注意喚起が行われていることが分かりました。今後は日々状況が変化しますので、その対策会議において、横断的な対策も含め調整をお願いしたいと思います。

次に、国は2月25日付で新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を公表しています。それで

は、国の方針を受け、高浜市としてイベント等の開催をどのように取り組んでいくのかお聞かせください。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 市が主催するイベントにつきましては、基本方針を定め、実施の可否を検討することにいたしております。

具体的には、屋外のイベントで参加者が特定できるもの、屋内のイベントで出席者や参加者が特定できるものについては、換気の実施やアルコール消毒液を設置した上で実施できることといたしておりまして、不特定多数の出席者や来場者が参加するイベントは、中止または延期することといたしております。

また、医療従事者や消防職員など、市民の救命救急に従事する人が参加するイベントも、中止または延期することといたしております。

現時点ではこの考え方にに基づき実施をしておりますが、必要の都度、見直すことといたしております。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

既に多くのイベントが中止等を発表されましたが、準備をしていた関係者の方々は残念な気持ちもあるとは思いますが、感染の危険性を少しでも減らすため、しっかりとした対応を取っていただくことをお願いいたします。

次に、では、この新型コロナウイルスのために異例の措置で大きな影響を受けている学校等について、何点か質問いたします。

高浜市においては、愛知県の指示により、市内小・中学校を3月2日から春休みまで臨時休校とする措置を講じましたが、卒業式については、中学校では昨日3月3日に予定どおり実施し、小学校においても実施する予定であると聞いています。どのような形で行われるのかお聞かせください。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） 昨日、両中学校で卒業式を終えました。感染予防のための措置や式典の時間短縮など、万全の対応を取った上で実施をいたしました。

具体的には、まず、式に向けての練習を必要最小限とし、大勢が一斉に集まる機会を極力減らすようにしてまいりました。それから、式当日であります、生徒、職員、来賓は全員マスク着用とし、保護者にもマスクの着用をお願いしてまいりました。マスクを購入するのも難しい状況でありますので、入手できない生徒があった場合を想定して、福祉部に協力をいただきマスクを確保しておきました。また、会場入り口にはアルコール消毒液を設置し、入場者には皆、手指の消毒をしてもらいました。生徒たちは各教室で消毒の上、入場するようにいたしました。さらに、

式の時間短縮を図るため、送辞、答辞等の内容についても見直し、短くする方向で調整したり、代表者が卒業証書を受け取ったりするような形にしていまいりました。最後に、来賓として出席いただく方についても、祝辞をいただく方や教育委員のみとするなど、できるだけ少人数となるような形にいたしました。また、高浜中学校においては、在校生は式に参加をしないというような形で行わせていただきました。

以上のような形で実施をし、無事に中学校では終わることができました。関係者で体調を崩しているという報告は今のところない状況であります。

それから、小学校であります。基本的に感染防止対策と感染予防のための措置や式典の簡素化など万全の対応を取った上で、3月19日に予定どおり実施をしていまいります。来賓をなくし、基本的に参加者は卒業生と保護者、教職員のみの実施を予定をしておるところであります。ただ、今後の新型コロナウイルス感染症の発生の状況によっては、中止を検討しなければならない場合もあるかも分かりません。

小学校生活6年間を締めくくり、中学校に向けての気持ちを高めていく、そういう貴重な機会でもありますので、予定どおり実施することができるよう願っているところでもあります。

以上であります。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

やはり卒業式は、学校生活の締めくくりとしても、生徒も保護者も大事に思っています。今回の措置は必要な措置とはいえ、少し寂しく思います。19日に行われる小学校の卒業式が予定どおり実施されることを私も願っております。

次に移ります。

明日3月5日と9日には高校入試が行われます。今回は休校期間中となっておりますが、そのことが生徒に不利益にならないように、どのような対応をしていただけたのでしょうか、お聞かせください。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） 愛知県の公立高等学校の入学者選抜、おっしゃられるように、明日Aグループの入試が行われます。3月9日からはBグループとなります。ともに予定どおり実施をするという形であります。

例年でありますと、Aグループの入試の前日に、中学校3年生で公立高等学校を受験する生徒たちについては学校に集まってもらって、事前指導をした上で入試に臨んでもらうという形を取っておりますが、このような状況でありますので、今年度については卒業式までにその事前指導を終え、前日はゆっくり過ごして体調を整えて入試に臨めるような形を取るということでやらせていただいております。

明日の入試については、教職員が分担をして各高等学校もしくは市内の各駅に出向いて、生徒の出席をチェックしたり、健康チェックをしたりしながら、頑張ってもらえるようにということで励ましてまいります。

卒業式終了後には、生徒たちには持てる力を十分発揮できるよう、健康管理には気をつけて、体調を整えて入試に備えるように呼びかけてもらっているところであります。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。先生たちの御配慮に感謝いたします。

受験はコロナウイルスとは関係なく待たなしたので、高浜市の生徒がしっかりとした準備をして臨むことをこちらも願っております。

次にいきます。

では、学校は臨時休校になりましたが、そこばかりクローズアップされています。しかし、突然のことで、今年度の学習内容が全て履修できていない状況であると思われれます。異例なこととはいえ、やはり学校は学ぶことが本分です。少し先のことになるかと思いますが、履修できていない範囲をどう対応していただけるのかお聞かせください。

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（都築公人） まず最初に、学校教育法施行規則で年間の授業時間数が学年ごと、教科ごとに定められておりますが、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等もあり、この授業時間数を下回ったとしても学校教育法施行規則に反するものではないということが示されていることをお伝えしておきます。

この臨時休業期間中に、子供たちには課題を出しております。急な臨時休業となりましたので、現在使用しているドリルやワークシートを活用しております。また、この臨時休業中に担任による家庭訪問も予定しております。そこで健康状態を把握したり、プリント類を配ったりということをしていきますが、この中で課題の取組状況を確認したりということも考えています。

新年度、これが実は予定どおり始まるのかが若干心配なところはありますけれども、新年度の学習はどの教科もおおよそ前年度の復習から始まります。ですから、その時間をまず多めに取り、より丁寧に進めていきたいというふうに思っております。そのために、まず、どこまで今年度ですが学習を進めて終わっているのか、済んでいるのかということですが、残してしまったのは何かを、校内はもちろんですが、小・中学校間でも確実に引継ぎをしておくように、現在、各校に依頼しているところでございます。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

つい目先のことに捉われがちになってしまいますが、やはり忘れてはいけない大事なところで、新年度の対応をしっかりとお願いいたします。

次に、保育園や幼稚園、児童クラブはどのように対応されているのかお聞かせください。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） まず、この3月2日からの動きとしまして説明させていただきます。

保護者の就労などにより保育の必要性がある児童に対応できるようにしておりますので、あと保育園は通常どおり、児童クラブ、センターキッズにつきましては、長期休暇の際と同様に受け入れをしております。

また、公立幼稚園は閉園としておりますけれども、就労などを理由に預かり保育の利用が必要な場合は受け入れをしております。

また、民間の幼稚園及び認定こども園ですけれども、市内の私立幼稚園は休園をし、認定こども園は保育園機能及び幼稚園機能ともに受け入れをしているという状況でございます。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

では、児童クラブとセンターキッズですが、こちらは事前登録制だったと思いますが、今回の学校の休校を受けて、新規の登録は受けていただけるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 児童クラブ、またセンターキッズともに、今回の休校を受けまして、親御さんの就労等に伴う場合につきましては、そういった居場所を確保する必要がありますので、その点については随時受付をして対応しているところでございます。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） その他、子供に関連する施設がありましたら、そちらの対応も教えていただければと思います。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） その他の施設ということで、保護者の就労などによる預かりの必要性がない児童の利用となる、例えばみどり学園、あと児童センターの一般来館、子育て支援センターについては、今は閉所としております。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

3月1日に大村知事より、自主登校教室の開設の依頼があったと報道されました。高浜市ではどのような対応をされているのかと、先ほどの児童クラブやセンターキッズが現在どのような状況か、分かりましたらお聞かせください。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 自主登校の部分でございますけれども、今、小学生のところにつ

きましては、児童クラブ、センターキッズの中である程度受け入れができておりまして、今のところ利用のほうも、児童クラブ、センターキッズともに登録者の児童クラブが大体約6割、センターキッズが3割ほどの利用となっております。これは、親御さんが子供を自分で面倒を見るということであつたり、例えばふだんはいない中学生の、例えば部活でふだんはいない子が今は家にいるので、そういったところで家で見ているという事例もあるようなので、今はそういった利用になっております。

今後ですが、ただ、そうは言いつつ、今後の動向の中で利用者がまた増えてきて、コロナウイルスの対策として、あまりにも部屋の中では密集度が高くなってしまふような状況でありますと、そこは配慮する必要があるかと思っておりますので、その際には学校と連携しながら、また学校のほうの施設を使うということも検討してまいりたいと思っております。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されていますが、今後は感染をできる限り抑えることが重要になってくると思います。とはいえ、最終的には個人個人が感染しないように注意を払わなければ、行政がどれだけ頑張っても感染拡大を食い止めることはできません。

そこで、最後にお聞きしますが、市民一人一人が日常生活の中で特に気をつけるべき点等があればお聞かせください。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） まずは、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底をお願いいたします。また、持病がある方、御高齢の方は、人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意が必要になります。

加えて、免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけていただきたいと思っております。そして、発熱など風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養していただくようお願いいたします。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

学校が休校の中、児童クラブの開設は本末転倒ではないかという批判もありますが、保護者の中には仕事でどうしても都合がつかない方も見える、そういった実情もあります。児童クラブにおいては、十分な感染防止の配慮をお願いしたいと思っております。

新型コロナウイルスについてはいろいろとお聞きしましたが、高浜市においても現在どのように対応されているか分かりました。状況は日々変化し、国の政策も次々と打ち出され、その都度対応に苦慮されていることと思っておりますが、市民の皆様健康を守っていただくために、今後も感

染症対策に万全を期すようお願い申し上げます。

続きまして、子宮頸がんワクチン接種の個人通知についてお聞きします。

皆さん御承知のとおり、このワクチン接種は非常にセンシティブな状況にあります。まず、この問題を語るのに曖昧な態度では臨みたくないで、私の態度をはっきりさせておきます。現在の私は、子宮頸がんワクチン接種に賛成の立場です。しかし、今回、その考えを押しつけるつもりは毛頭ありません。ただ、この子宮頸がんワクチンの存在を知ってもらいたい。打つべき年齢期間があるのを知ってもらいたい。今なお健康被害に苦しんでいる方がいることを知ってもらいたい。とても大事な話なのに、あまりにも忘れ去られているからです。その一点です。

では、なぜ知ってもらいたいと考え始めたのかを少しお話しさせていただくと、私は3人の娘がいます。11歳と8歳と6歳の3姉妹です。皆さんと同じように、何物にも代えがたい存在です。11歳の長女が誕生日を迎える頃から、ふと思いました。そういえば、もうすぐこの子も子宮頸がんワクチン接種の適齢期だなと。そう思い、じゃ、周りのお父さん、お母さんたちはどうするんだろうと思い、たくさんの方に聞きました。そこで心底驚いたのが、皆さんこのワクチンの存在を知らないことです。賛否は別にして、打つべき適齢期があるワクチン接種を知らないことに疑問を持ち、自分自身もう一度この問題を勉強し直し、さらに多くの保護者の方、医療関係者等にもお話を聞かせていただきました。

その中には、御父兄の方で、私はがんになっていないから必要ないんじゃないか、そんな方も見えました。知り合いのお医者さんに相談したら、受けないほうがいいよと言われたと言われた方も見えました。看護師さんの中には、医療関係者ですね、その方も、私は子供には受けさせないと言った方も見えました。別の看護師さん、その方は産科の看護師さんなのですが、その方は現場を見ておられて、私の娘は打たせますと言ったお話をお聞かせいただきました。本当に様々です。でも、一番多かったのは、存在を知らないということです。

それでは、子宮頸がんワクチン接種のいきさつについて、ここで一度振り返りたいと思います。

厚生労働省によると、子宮頸がんは、国内では年間約1万人が発症し、約2,700人が死亡すると推定されています。

子宮頸がんワクチンは、平成22年度から平成24年度までの間、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業として実施され、その後、平成25年4月1日から、予防接種法に基づく定期接種のA類疾病となりました。しかし、接種後に広範囲な痛みや運動障害といった副反応が報告されたことから、定期接種開始の2か月半後の6月14日に、厚生労働省は積極的な接種勧奨の一時差し控えを決定し、現在も継続されています。ただし、積極的勧奨の差し控えは続いているものの、定期接種A類としての位置づけには変わりなく、これまでどおり定期接種として、本人が希望すればワクチン接種が可能となっています。

このような状況の中、多くの自治体が、国の積極的勧奨の差し控えを受けて、対象者に対する

個別の接種案内を控えています。一方で、幾つかの自治体では、将来の不利益とならないようワクチンの存在を知らせるために、個別通知を実施しています。近隣市では、碧南市と刈谷市が個別に案内を送付していると伺いました。

高浜市では個別の案内を控えているとお聞きしていますが、今後も個別通知を行わないのかどうかお聞きします。また、子宮頸がんワクチンが現在も定期接種であることを、どのような手段で市民の皆さんにお伝えしているのか、併せてお聞きいたします。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 感染拡大の防止を目的とするA類疾病の定期接種については、予防接種法に基づき、市町村が接種対象者やその保護者に対して接種を受けるよう勧奨することとされています。

ただし、子宮頸がんワクチン接種については、厚生労働省健康局長通知により積極的な接種勧奨を差し控えることとされており、接種を促すはがきなどを個別に送ることを差し控えるべきとされています。したがって、本市では、現在も積極的な接種勧奨の差し控えが続いていることから、個別の案内通知を行っていません。

ただし、いまだに子宮頸がんがA類疾病であることから、接種を希望される方には接種できる環境を整えておく必要があり、市の公式ホームページでも、接種回数や時期、対象者などを掲載しています。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

2013年6月14日付で御答弁にありました通知がされ、7割近くあった接種率は1%未満までに落ち込んでしまいました。

ただ、この国の勧告については、昨年末、2019年12月3日に、衆議院議員の井出庸生氏が政府に、地方自治体に対して法的拘束力があるのかの質問趣意書、衆議院の令和元年11月22日提出、質問第91号を提出したところ、勧告に従う法的義務を負うものではないとの答弁をされています。

では、なぜ今まで通知がされてこなかったのかを考えると、議論を許さない世論があったように思います。

ただ、2019年12月17日の中日新聞の記事によると、ノーベル医学・生理学賞受賞の本庶佑教授の、子宮頸がんワクチン接種の積極的な勧奨の中止という政策は理解しがたいとのコメントが紹介されました。同じく中日新聞さんの11月3日から3回にわたり子宮頸がんワクチンの特集が組まれ、その中には、健康被害に苦しんでみえる方のこと、娘さんを子宮頸がんで亡くされた父親の心情等が紹介され、マスコミを含めた世論の変化も感じています。

それでは、次に、接種することのできるワクチンの種類をお聞かせください。

○議長（北川広人） 答弁を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） ワクチンは2種類ありまして、ガーダシルとサーバリックスです。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

ここで、皆さんにもう一つ知ってもらいたいことがあります。

子宮頸がんワクチンというのは女性特有のワクチンに思えますが、実は違うんです。HPVワクチン、いわゆるヒトパピローマウイルスなんですけど、子宮頸がんだけではなく、男性も含めた肛門がんや中咽頭がん、そして尖圭コンジローマ等の主要な原因となっていることも明らかになっております。なので、私も今後、今、御紹介ありました、いわゆる4価と言われるガーダシルの接種をしたいと考えています。

HPVウイルスは、100種類以上ある、ごくありふれたウイルスです。が、子宮頸がんの65%もの原因になる16型と18型をターゲットとしたサーバリックス、いわゆる2価と言われております、さらに、その2型に加えて尖圭コンジローマの原因となる6型、11型を含んだガーダシル、そして、現在では保険適用外ですが、さらに5型を含んだ9価のワクチンも自由診療にて接種可能となっております。

とはいえ、子宮頸がんワクチン接種は、厚生労働省のホームページを見ても積極的勧奨の差し控えとあるように、私も当初は本市の対応の仕方でよいと思っていました。

しかし、初めに申したように、対象者が何も知らずに機会を逃してしまう、そのことこそが最大の問題だと思っています。だからこそ、接種の個別通知は必要ではないのかと考えるようになりました。

そこで、次にお聞きしたいのですが、子宮頸がんワクチンの本市の接種率と、個別通知を実施されている刈谷市と碧南市の接種率を、昨年度の数字で教えてください。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） まず、本市の昨年度の接種対象者は264名で、このうち接種者が2名、接種率は0.8%でした。

続いて、刈谷市の状況ですが、接種対象者661名のうち接種者が4名、接種率は0.6%。次に、碧南市は、接種対象者353名のうち接種者が1名、接種率は0.3%となっております。

ちなみに、愛知県全体の昨年度の接種率は0.7%でした。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

非常に衝撃的な数字です。これは接種の賛否でもなく、個人通知のあるなしでもなく、接種に興味があるないでもなく、ワクチンそのものを知らないことの表れだと理解します。

一昨年10月、国は子宮頸がんワクチンに関する情報が国民にどの程度浸透しているのか、届

いた情報がどの程度理解されているのか明らかにするため、インターネットによる調査を実施しています。その結果、4割の方が接種について「分からないことが多いため、決めかねている」と回答されています。つまり、ワクチンの安全性や有効性に関する情報がしっかりと伝わっていないことが理由であると考えられます。

では、この調査結果を受けて、国はどのような対策を講じているのか教えてください。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 国は、子宮頸がんワクチン接種を検討している、さらにはワクチン接種を受けるお子様と保護者の方に対してリーフレットを作成しまして、ワクチン接種の意義、効果と接種後に起こり得る症状、接種後の留意点などをまとめ、ホームページなどで公開しております。

しかし、議員おっしゃられましたとおり、国が実施をしましたインターネット調査の結果、国民の子宮頸がんワクチンに関する認知が十分ではなかったことから、より分かりやすいリーフレットとするために、記載内容を改訂するとともに、接種対象者やその保護者に対しまして、より確実に情報を届ける方法を検討いたしています。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。ぜひとも確実に届く個人通知をお願いしたいと思います。

最後に、まとめたいと思います。

最後に、不作為という言葉があります。あえて積極的な行為をしないことという意味です。子供たちにとって、また女性にとって、この非常に大きな問題を積極的勧奨差し控えと棚上げしたことは、国の不作為であると思います。そして、このセンシティブな問題を議員として取り組むか、非常に悩みました。でも、答えは簡単でした。子供たちのために、親として、議員として、不作為ではあってはならない。そういった思いに至ったからです。

最後に、もう一度言います。確かに今回の質問は、私は接種賛成の立場で多くの意見を述べさせていただきました。これらの情報は決して特殊な情報ではありません。皆さんお持ちのスマホで調べれば出てくる情報ばかりです。その中には賛成的な情報もあれば、否定的な情報もあります。それどころか、国や自治体、厚生労働省のホームページには、こぞって頭書に積極的勧奨の差し控えとうたってあります。なので、この考えを押しつけるつもりは毛頭ありません。知らないこと、そして情報が届け切れていないことが最大の問題であると考えています。知っていたら、対象者本人、そして家族を含め、スマホがあればいろんな情報が出てきます。そこで話し合ってもらい、考えてもらいたい、それだけです。

私の家庭でも、妻に初めてこの話をしたときには反対されました。その後、私の説明や、妻も自ら調べて、今では夫婦の間では接種しようという結論に達しました。今後は子供を交えてしっ

かりとした話をして、どういった結論になるか、またのこととなると思います。

この質問を機に、高浜市においても、ワクチン接種について考える1つの機会という意味で、対象者に対する個別案内通知を発送することを検討していただくことを切にお願いし、そしてさらに、ここに見える方々、そしてインターネットでこの傍聴をされている方々も、一度、御家族とこの問題を話し合っていたいただきたいと思います。

それをお願いしまして、私の一般質問とします。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は16時10分。

午後3時58分休憩

午後4時8分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

次は柴田議員の一般質問でございますけれども、午後5時までに70分という時間が確保できません。日程の都合上、午後5時を越えることとなりますけれども、本日は柴田議員の一般質問まで続けたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと決定いたしました。

それでは、6番、柴田耕一議員。一つ、危機管理体制について。以上1問についての質問を許します。

6番、柴田耕一議員。

○6番（柴田耕一） 本日の最後となりましたので、5時を過ぎないように早いところ頑張りたいと思います。少しの間、お付き合いをお願いしたいと思います。

危機管理について、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い一般質問をさせていただきます。

昨年も様々な災害が全国各地で起きており、多くの方が亡くなられたり、被災されたりしております。お見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

このような災害が起きるたびに、行政の対策、対応力、責任が問われています。本市においては、これはありがたいことに、近年大きな災害は起きていませんが、東海・東南海地震、異常気象等による豪雨・台風等が心配される今日、いつ何が起こるか分かりません。市民の安心安全な生活を守るための取組及び対策、対応等について質問をさせていただきます。

昨年、平成30年7月、西日本豪雨で被災した呉市、倉敷市を行政視察し、発生から復旧までの災害対策、対応等、実際に対応された職員の説明を受けましたが、両市とも防災計画、防災マップ等を整備していても、なかなかマニュアルどおりには機能しないということを言っておられま

した。

本市においても、防災計画や防災マップ等を整備されておりますけれども、倉敷市では、災害対応の検証報告書が作成されており、課題の抽出、反省、今後の対応策、改善策等が詳細にまとめられておりました。これを参考に、記憶に残った項目等について、本市の対策、考え等についてお聞きをしていきたいと思っております。

まず、災害対策本部について。

災害時の情報を的確に把握し、対応することが重要であります。電話はつながらない状況が続くことが考えられることから、各関係機関からの情報や現場状況等、災害関連情報を把握し、こうした情報を基に避難情報等の伝達手段について、このような状況を避けるため、各関係機関との緊急連絡電話と市民からの電話対応の電話番号の分離化等について、避難所及び避難場所への誘導看板等について、それと災害廃棄物の仮置き場候補及び分別方法等の考え方等、まず4項目についての取組方法及び考え方についてお伺いします。

次に、避難所の運営等について。

倉敷市の調査結果の説明を受けたときに、マップ等で予想されたことだが、高齢者にとっては身近に洪水等に対応できる避難所がないことは、避難情報は知っていても、日頃からあまり訪れることもない避難所に避難することについて躊躇し、避難行動につながらず、多くの方が自宅にとどまり、被害が大きくなってしまったということであります。高齢者、要支援者等にとっては、300メートルから500メートル付近の公共施設確保が大切であると、担当者は言っておられました。私としては忘れない言葉でありました。

今年度、公共施設の複合化、統廃合の中で、高浜小学校区の老人憩の家及び大山会館等は地域交流施設たかびあへの機能移転が計画されておりますが、青木町、碧海町、春日町、芳川町等の一部は、有事の際には高台にある近隣施設を目指し、避難されることが考えられております。また、伊勢湾台風級の高潮、地震による津波等予定高3.2メートルが発生した際には、港小学校への避難は難しくなり、高浜小学校が南部地区住民の避難所にもなることが想定されております。

こういった考えから、集中する避難者の分散化を考え、高台、私としての希望は5メートル以上にある公共施設、そういったことを残すことが重要ではないかと、見直しをかけてもいいのではないかとというふうに考えています。幸いにも、大山会館は、春日町の集会所として残る方向で進んでいますが、高浜老人ふれあいの家についても、住民に自助、共助を求めるならば避難所として残していただきたく、可能であれば災害時の避難所としてトイレや給水等を確保していただきたい思いでいっぱいです。

災害対策本部と、避難所等の避難場所を含んだ伝達方法、避難所の職員体制について、避難所及び避難場所の収容人数等についてと、備蓄等についての5項目の取組方法及び考え方についてお伺いします。午前中の16番議員とダブることがあるかもしれませんが、よろしくお願

したいと思います。

次に、職員の災害対応力の強化についてです。

大規模な災害が起きた場合、災害対応の経験がほとんどない職員が様々な業務も担当していかねばならないわけでありますけれども、経験を積むために防災担当部署以外の職員の災害対応業務の支援について、職員への防災リーダー養成について、それと他自治体への災害業務支援及び派遣等について、3項目の取組方法及び考え方についてお伺いします。

以上、12項目についてお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、柴田耕一議員の御質問、危機管理体制についてお答えいたします。

昨年発生した台風19号では東日本を中心に、また台風15号では千葉県を中心に、甚大な被害をもたらしました。気象庁は、平成30年に、損壊家屋1,000棟以上、浸水家屋1万棟以上などの大規模災害につながった台風には名称をつけることとし、本年2月19日に、台風19号を令和元年東日本台風、台風15号を令和元年房総半島台風と命名しました。昭和52年の沖永良部台風以来となる43年ぶりの命名で、今後これらの名称が利用されることで災害の教訓が後世に効果的に伝承されることを願い、命名されたものであります。

本市においては、幸いこれらの台風による大きな被害はありませんでしたが、今後も台風の大規模化が懸念される中、また南海トラフ巨大地震の発生も危惧される中、市民の皆様生命や財産を守るため、風水害や地震への対策を推進していくことは喫緊の課題であり、重要な取組であると認識しています。

それでは、御質問の1問目、災害対策本部等についてお答えをいたします。

最初に、関係機関との情報連携、市民への避難情報等の伝達手段についてお答えをいたします。

災害対策本部は、風水害では高浜市に大雨警報、洪水警報、暴風警報などが発令された場合、また、地震では高浜市に震度5弱以上の揺れが発生した場合や、伊勢・三河湾に津波警報が発令された場合などに設置いたします。なお、注意報や震度4以下の地震などの場合であっても、必要に応じて災害警戒本部を設置します。

災害対策本部を設置しますと、愛知県、高浜消防署、碧南警察署、陸上自衛隊豊川駐屯地、ケーブルテレビをはじめとする関係機関との連絡体制の確立、各種情報の収集、河川や急傾斜地の確認、被害状況の把握、避難所の開設などに当たります。これらの対応を通して関係機関とも情報共有を図り、迅速な現状把握に努め、御質問にもありましたとおり、災害対策本部が情報の集約を図る中で、市民の皆様にとって必要な情報を正確に伝達していくことが重要であると考えています。

本市では、関係機関との情報連携を図るための手段の1つとして、マルチチャンネルアクセス

無線機、通称、MCA無線機を活用しています。愛知県、高浜消防署、碧南警察署などに加え、平成31年2月より、中部電力刈谷営業所、東邦ガス刈谷営業所、NTT西三河フィールドセンターにMCA無線機を貸与し、連絡体制の確立を図るとともに、災害協定を締結している一部の事業者も、先方の御負担によりMCA無線機をお持ちいただいております。

また、消防や自衛隊を含む行政機関とは、専用回線による高度情報通信ネットワークシステムを構築しており、災害時における情報収集、情報提供、応援要請などが可能となっています。

加えて、本年3月には、高浜市商工会と災害時における応急物資等の支援協力に関する協定の締結を予定しています。

今後も、行政機関に加え、民間事業者との連携にも努める中で、関係機関との情報連携の強化に努めてまいります。

一方で、これらの情報を基に、市民の皆様迅速かつ正確に避難情報などを伝達し、避難行動につなげてもらうことが、市民の皆様の生命や財産を守る上で重要となります。

市民の皆様への情報提供の手段として、防災メール、防災行政無線、防災ラジオ、ケーブルテレビの災害情報チャンネル、市公式ホームページなどを活用していますが、本年度より新たに災害リスク別メールを構築しています。

これは、過去の災害実績などに基づき、対象エリアを限定して専用メールを配信するもので、その地域の災害リスクに絞った情報を適時提供することで、身の安全の確保や迅速な避難行動などにつなげていただくために構築したものでございます。

具体的には、稗田町三丁目と向山町一丁目を対象とした「稗田川洪水」、碧海町五丁目を対象とした「堤外地」、青木町、春日町、碧海町の一部を対象とした「土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険箇所」、沿岸部の企業を対象とした「沿岸部企業」の4種類の専用メールとなります。

令和2年度においても、新たなエリアを対象に、災害リスク別メールの構築を予定しています。

他にも、昨年12月よりリニューアルした高浜市公式ホームページでは、災害対策本部の設置時に、トップページが災害専用ページに切り替わるなど、市民の皆様が災害時に情報を得やすい環境整備にも努めています。

今後も、様々な情報ツールなどを活用し、適切な情報提供、避難行動につながるための対策を推進してまいります。

次に、災害時における関係機関と市民との電話番号の分離化についてお答えをいたします。

現在、災害時優先電話として、通常時の代表番号によるデジタル回線とは別に電話番号が異なるアナログ回線を確保してあり、災害対策本部となる防災防犯グループ執務室の一角に、専用ジャックを設置しています。

これらの番号は、停電時にも使用可能であることから、災害により通常の電話が不通となった場合は、これらの電話を市民用と関係機関とに振り分け、対応してまいりたいと考えています。

加えて、先に申しました、MCA無線機や高度情報通信ネットワークも活用する中で、情報通信手段の多重化に努めてまいります。

次に、避難所及び避難場所への誘導看板の設置等についてお答えをいたします。

現在、避難所に関する看板は、指定避難所入口付近に設置している案内看板のみとなります。市民の皆様は慌てず迷うことなく避難いただくためにも、誘導看板の設置は一定の効果があると認識しています。

その推進を図るための1つの方法として、既に市内にも設置されておりますが、中部電力のグループ会社である中電興業が取り組む、広告つき防災情報等電柱看板がございます。これは、東日本大震災を教訓に創設された地域貢献型電柱広告で、電柱広告を希望する民間事業者に設置費用と広告料を負担してもらい、電柱広告の一部に本市の防災情報等を掲載してもらうものでございます。通常の電柱広告に比べ安価に設置することができ、事業者にとってもメリットがあります。近隣自治体の中には、中電興業などと協定を締結し、その推進に努めているところもございます。

本市においても、先行自治体の事例を調査、研究しながら、検討を重ねてまいりたいと考えています。

次に、災害廃棄物についてお答えします。

災害時におけるごみの問題は、避けて通れない課題と認識しています。平成30年3月に、所管グループであります現在の経済環境グループにおいて、高浜市災害廃棄物処理計画を策定しています。計画では、一次仮置場候補地を流作グラウンド、高浜芳川緑地としています。しかしながら、最大必要面積に対する実面積は不十分な状況であります。

また、限られた場所の中で人命を最優先に考慮した結果、これらの場所は津波や液状化などの災害リスクがある場所とはなりますが、災害廃棄物は一般的には津波などが収まった数日後から持ち込まれることが想定されます。東日本大震災の事例を見ても、ごみの搬入に支障がない状況であれば使用していくことが想定されます。また、津波や液状化の心配がない風水害でも使用していくことも想定されます。

災害廃棄物に限らず、災害時には被害の状況に応じた柔軟な対応が求められます。状況により、例えば旧高浜分院駐車場などのフリースペースの活用なども視野に入れながら、対応していく必要があると考えています。

あわせて、民間の事業者にも場所の提供を御協力いただくなど、災害廃棄物の一次仮置場の確保に取り組んでいく必要があると考えております。

続きまして、御質問の2問目、避難所の運営等についてお答えします。

最初に、災害対策本部と避難所等の伝達方法についてお答えします。

指定避難所となる小・中学校には、MCA無線機と専用パソコンを常設しており、災害対策本

部との情報通信手段を確立しています。パソコンをMCA無線機に接続することで、音声に加え、エクセルやワードなど、文字による情報伝達も可能となっています。

また、公民館やまちづくり協議会には、音声通話が可能な移動型のMCA無線機を配備しており、災害時にはこれらのツールを活用し、災害対策本部と避難所との情報通信手段を確保してまいりたいと考えています。

加えて、本年度導入した市町村防災支援システムの活用により、スマートフォンやタブレットに専用IDとパスワードを入力することで、避難者情報や物資の要請など、災害対策本部との各種情報のやり取りが文字により可能となっています。

ほかにも、毎年、総合防災訓練の際に一部の地域で取り組んでいますが、面積が小さな自治体であるメリットを生かし、中学生などが災害対策本部まで直接来庁し、情報のやり取りを行うといった、伝令形式の情報伝達手段の活用も想定されると考えています。

次に、避難所の職員体制についてお答えいたします。

地域防災計画では、災害対策本部の組織として、防災防犯グループが担当する総括班をはじめとする17の班編成としています。その中で、避難所を担当するのは、こども未来部と教育委員会になります。日頃から指定避難所となる学校や公民館などを所管しており、施設管理者との連携も必要となることから、先に申し上げた部局としております。

人数については66人を予定しており、原則、1指定避難所当たり1組2人体制で、2班による交代制としています。

次に、青木町にある高浜老人ふれあいの家の災害時の活用についてお答えいたします。

老人憩の家は、高齢者の皆さんの教養の向上や心身の健康の増進を図る目的で整備され、地域の交流の場となっています。一方で、公共施設の複合化、統廃合の中で、高浜小学校区内の老人憩の家は、地域交流施設たかぴあへの機能移転を計画しています。

議員御質問の高浜老人ふれあいの家につきましては、建物の管理、運営をお願いしている青木クラブの役員さんと協議を進めています。現在、地域交流施設たかぴあの御利用を始めていただき、居心地のよさや改善してほしい箇所などの御意見も、あわせて伺っています。

今後も、高齢者の皆さんの御意見をお聞きしながら進めてまいります。

なお、機能移転後の高浜老人ふれあいの家については、すぐには取り壊しはしませんので、必要があれば災害時の活用も考えていきたいと思っております。

次に、避難所及び避難場所の収容人数等についてお答えします。

平成30年度修正版の地域防災計画に基づき、指定避難所の一般避難所は16か所で、収容人数は3,099人になります。指定緊急避難場所は41か所で、収容人数は7万6,948人になります。

限られた公共施設の中、今後は商工会とも連携を図りながら、民間施設も活用する中で指定避難所及び指定緊急避難場所の確保につなげていきたいと考えています。

次に、備蓄についてお答えします。

食糧及び資機材等の整備に関しては、災害用食糧等5か年整備計画及び災害用資機材等5か年整備計画を作成し、計画的に購入を進めています。

資機材については、各小・中学校に設置されております防災倉庫の中に、避難所で使う資機材を中心に整備を進めており、倉庫の中には、トイレ、発電機、投光器、パーテーション、ブルーシート、コードリール、給水袋、生理用品、紙おむつ等を備えています。

また、食糧及び飲料については、小・中学校に設置している倉庫とは別の防災備蓄倉庫において、アルファ米、缶入りパン、クラッカー、飲料水、野菜ジュース等を備蓄しています。

加えて、本年度より新たな備蓄品として、食糧については、5年間の長期保存が可能で、水がなくてもそのまま食べることができ、1本で御飯1杯分のエネルギー補給ができるようかんを、また、資機材については、女性でも簡易に設置可能なイージーアップテント、従来のガソリンではなくメンテナンスが容易なカセットガスを燃料とする発電機等の備蓄を行っています。

また、アルファ米と飲料水については、平成26年5月に愛知県が公表した、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書に基づく最大避難者数、1万1,000人を目標値として備蓄を進めています。アルファ米は1日2食の1日分で2万2,000食、飲料水は1日2リットルの1日分で2リットルのペットボトル1万1,000本となりますが、行政が行う備蓄の種類や数量には限界があるのが実情です。市民一人一人が自助の取組として、自身や家族の実情に即した備蓄品の整備を推進していくことが重要であると考えます。

続きまして、御質問の3問目、職員の災害対応力の強化についてお答えをいたします。

最初に、防災担当部署以外の職員の災害対応業務の支援についてお答えをいたします。

先ほど申しましたとおり、災害対策本部の組織は、防災防犯グループが担当する総括班をはじめ、17の班編成としています。班ごとに危機管理マニュアルを作成しており、災害時にはこれに準じて、役割分担を図りながら災害対応に従事します。災害の規模が大きいほど、全庁的に災害対応に取り組む必要があります。

また、日頃から職員の災害対応力を高めていくための取り組みが重要となります。

平成30年度には、危機管理マニュアルとは別に、勤務時間外の発災等により所要の職員が参集困難な場合における災害初期の標準的な行動をまとめた、災害対応初動マニュアルを作成しました。

加えて、本市では、毎年テーマを決め、職員向けの災害対応訓練を実施しています。

本年度と昨年度は、勤務時間外の発災を想定して、5キロメートル圏内に居住する職員を対象に、初動対応訓練を実施しました。市民の生命を守るために、登庁したら何を最優先すべきかを念頭に、勤務時間内であれば防災防犯グループの職員が受け持つ防災行政無線の操作方法や、関係機関との連絡体制の確立方法、災害情報の収集方法などに関して訓練を実施しました。

また、平成29年度は、全職員を対象に、勤務時間内を想定した初動対応訓練、危機管理マニュアルに基づくグループごとの個別訓練を実施しています。

令和2年度は、全職員を対象に、タイムラインを意識した災害対応訓練を実施していきたいと考えています。このような取り組みを通して、職員全体の災害対応力の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、職員への防災リーダー養成についてお答えします。

本市においては、職員への防災リーダーの養成については実施しておりませんが、平成27年度より、地域防災リーダーを養成するための講座は実施しており、施設班、学校班の職員など、自主的に参加した者もいます。

また、毎年、あいち防災協働社会推進協議会などが主催、愛知県などが共催となり、防災人材育成研修として、防災・減災カレッジが開催されており、名古屋大学の福和伸夫教授の防災概論などに、本市の職員を参加させたこともございます。

職員の防災リーダーの養成という形ではありませんが、先に申しました職員訓練なども含め、職員が防災や減災の取組を学習する機会をつくる中で、職員の災害対応力の強化を図りながら全体の底上げを図っていくことが最優先であると考えています。

次に、他自治体への災害業務支援及び派遣等についてお答えをいたします。

近年、災害の大規模化による被災地の職員不足などにより、自治体間での災害支援の機会が増えています。

本市においても、本年度は台風19号による被災地支援として、栃木県栃木市に建築士1名を、また、昨年度は平成30年7月豪雨による被災地支援として、岡山県倉敷市に保健師1名、広島県東広島市に建築士1名を派遣しています。ほかにも、東日本大震災で被災した宮城県岩沼市や七ヶ浜町にも、長期にわたり職員を派遣しています。

また、西三河9市1町では、西三河災害時相互応援協定を締結しています。先に申しました名古屋大学の福和教授を座長として、定期的に西三河防災・減災連携研究会などを開催しており、災害時には沿岸部の市町と内陸部の市町が互いに支援するなど、西三河の中で協力し合う仕組みづくりも必要との意見も出ています。

加えて、全国ボート場所在市町村協議会の加盟自治体とも災害協定を締結しており、これまでも物資の支援などを行っています。

日常業務との兼ね合いもございますが、被災地で災害対応を経験した職員を増やすことが、本市の職員全体の災害対応力を強化するための近道でもあると感じています。このような機会が起らないことが望ましい姿ではありますが、今後も支援要請等があった際には、職員の派遣を行ってまいりたいと考えています。

冒頭にも申しましたが、地球温暖化等の影響により、今後も台風の大型化や集中豪雨、また南

海トラフ巨大地震などが懸念され、危機管理体制の強化は喫緊の課題と考えます。

今回、議員より御質問を頂戴しました、各種の取組を推進するためには、職員はもとより、事業者、地域、学校、近隣自治体との連携や、役割分担も重要となります。連携や役割分担を推進することで、引き続き危機管理体制の強化に努めてまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（北川広人） 6番、柴田耕一議員。

○6番（柴田耕一） ありがとうございます。いろいろと長々とやっていただいて、ありがとうございます。

再質問で、2つほどちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども。

今後も、要するに台風の大型化や東海・東南海地震等が心配されておりますけれども、伊勢湾台風による衣浦港の高潮の高さTP3.2メートル、地震における津波の想定津波高が3.2メートルというふうで言われておりますけれども、この高さより低い避難所、避難場所は、先ほどの説明の中から幾つあるのか。それと、今後、防災マップ作成時において、3.2メートル以下の避難所及び避難場所、備蓄倉庫等について再構築というか、そういった避難所や避難場所にしないという考えがあるのか、まあそこら辺をお聞きします。

それと、市民の情報手段として、防災行政無線のお話がありましたけれども、様々な情報手段を活用し、適切なタイミングで正確な情報を伝えていくことが重要であるかと思っておりますけれども、よく、聞き取りにくいという声をよく聞きます。周辺の環境や風向き等の変化もあると思っておりますけれども、防災無線の音量については常時最大音量等の設定になっているのか。スピーカーの高さや向きは変更できるのか。次に、実際、連続で発信等を続けられるのか、そこら辺の2点をお聞きします。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 最初に、1点目についてお答えをいたします。

高浜市地域防災計画で定める指定避難所でございますが、答弁の中でも申しましたとおり、一般避難所で16か所、福祉避難所で13か所ございます。沿岸部と内陸部では同じ標高であっても災害リスクの環境が異なりますことから、平成26年に愛知県が公表しております高潮浸水想定に基づく状況で申しますと、一般避難所では3施設、福祉避難所では1施設が3.2メートル以下の施設になります。

なお、地域防災計画や防災マップにもその旨を掲載するとともに、施設入り口に設置をしております避難所看板にも明記をしているところでございます。

また、これまでも高潮が心配される台風では、進路予測や特性など情報収集に努めた上で、開設する避難所の判断を行っておる状況でございます。

また、新たな防災マップでございますが、今度予定しておりますのは、おのおの災害リスク別

ごとに作成をする予定でございます。当然ながら、災害リスクによって使える避難所は異なってまいりますので、その災害リスクのマップを見ればどこの避難所が使えるかといったものが一目でわかるような形で作成を進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2点目、防災無線の関係でございます。

防災無線の音量でございますが、常時最大の設定となっております。しかしながら、議員おっしゃったとおり、スピーカーからの音声は、同じ場所であっても風向きや雨量などによって聞こえ方が変わってまいります。御心配な方には防災メールを紹介したり、防災ラジオの御購入をお願いしておるといった状況でございます。

また、スピーカーの高さでございますが、支柱の高さや配線等の関係もあり、微調整であれば可能となっております。また、スピーカーの方向については可能でございます。これまでも、周辺環境が変わったことによりまして、スピーカーの向きを変えた実績もございます。

以上でございます。

○議長（北川広人） 6番、柴田耕一議員。

○6番（柴田耕一） ありがとうございます。

いろいろとお聞きしましたけれども、本当ここ何年かはありがたいことに大きな災害等ありませんけれども、災害は忘れた頃にやってくるという、常に危機管理意識を忘れずに、初日に市長が施政方針で述べられたように、みんなで考える避難所づくりを進め、防災・減災対策につなげて、「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族 たかはま」を築いていってほしいと願っております。

最後に、私の地元である高浜老人ふれあいの家も、来年度予算で計上されております老人憩の家耐震診断等の業務委託料に含めていただき、耐震診断をしていただき、今後も引き続き存続できるよう、また、災害廃棄物の分別方法等については、先進的な方法としてテレビで放映された東松山市が参考になると思います。問い合わせ等を行っていただき、防災計画等に反映していただくよう、以上2点について要望させていただき、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 本日はこれをもって一般質問を打ち切ります。

明日は引き続き午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後4時51分散会